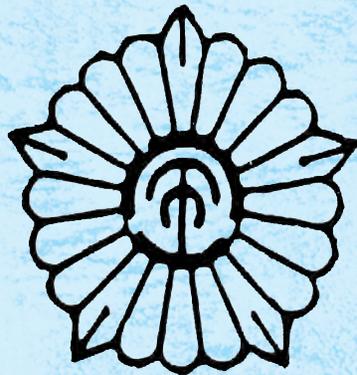


平成 23 年度

年間活動・研究報告



全国連合退職校長会



会 旗

全国連合退職校長会綱領

- われわれは 全国連合退職校長会の設立以来の歴史や活動を継承し わが国の教育の将来を見定め 会員としての自覚と誇りをもって ここに綱領を制定する
- 一 教育尊重の気運を高め 日本の教育の振興に寄与する
 - 一 生きがいをもって生涯学び続け 充実した生き方を實現する
 - 一 会員の親睦を図り 福利・厚生の拡充に努める
 - 一 地域の教育・文化の向上や 良好な環境の形成に 尽力する
 - 一 関係機関・団体と連携・協力して 活動の発展を図る

平成十六年六月十七日（設立四十周年）制定

全国連合退職校長会教育憲章

われわれは、教育基本法の精神を踏まえ、日本の教育推進の指針として、この憲章を定める。

日本の教育は、個人の尊厳、生命に対する畏敬の念を重んじ、日本人としての自覚と誇りをもち、世界の平和と豊かな文化の創造、人類の福祉に貢献できる心身ともに健康で主体性のある国民の育成を期するものである。

そのために、われわれは、以下に具体的な目標を掲げ、人間育成の具現化に努める。

- 1 人間尊重の精神にのっとり、一人一人が自他を大切にし、心身ともにたくましく生きる力をもつ。
- 2 日本の自然を愛護し、豊かな情操を培うとともに、地球環境の保全に尽くす。
- 3 わが国がはぐくんできた文化や伝統を尊重し、他国の文化への理解を深め、豊かな文化を創造する。
- 4 日本の美しいことばを大切にし、礼節を重んじ、豊かな人間性を培う。
- 5 誠実さや勤勉さを大切にし、勤労の意義と奉仕の尊さを知り、共に生きる喜びをもつ。
- 6 生涯にわたり、向学心に燃え、真理を求め、創造性豊かに主体的に生きぬく力をもつ。
- 7 和の精神と思いやりの心をもち、温かな家庭と心の通い合う地域社会の形成に努める。
- 8 善悪の判断を正しく行い、公共の精神と社会の一員としての自覚と責任をもって社会の発展に尽くす。
- 9 民主的な社会及び国家の形成に努め、国と郷土を愛するとともに、他国と協調して世界の平和と発展に尽くす。

平成22年2月23日制定

序 文

会長 戸 張 敦 雄

文章を読み、考える。考えをまとめて文を書き、推敲を重ねて公表する。このような「読む」「書く」という業は、人間独特（特有）の行為である。

全国連合退職校長会の本部は、会務を5部、3委員会、1局で執行し、それぞれの長の指導により、年度の「目標」並びに「事業計画」に則って活動している。

活動の根幹は、本会の「使命」である“世論を喚起し、教育の振興に寄与するとともに、会員の生涯福祉を図ること”にある。

毎年発行している本誌「年間活動・研究報告」は、この使命を体し、各都道府県退職校長会52団体との連携・協力によって得られた情報や資料等に付加価値を与え、できるだけ詳しく掲載し、会員各位の研鑽の一助となるように編纂している。

「読みやすく」「見やすく」との観点から、可能な限り図・表・写真等を多用する努力をしているが、本誌の性格からその実現に限りがあることを賢察されたい。

願わくは、熟読され、その感想（書評）を本部にお寄せくださることを期待している。

孟子曰く「読書尚友」。「本を読むこと」に努められたい。

目 次

序 文

会 長 戸 張 敦 雄

I. 総務部の活動	総 務 部	1
II. 教育振興部の活動	教育振興部	4
III. 会員の福利厚生	福利厚生部	16
IV. 会報部の活動	会 報 部	20
V. 会計部の活動	会 計 部	20
VI. 生涯学習活動で絆を強めるスマートライフ	生涯学習委員会	21
VII. これからの学校の在り方について	教育課題委員会	26
VIII. 事業委員会の活動	事業委員会	34
事 務 局		36
編 集 後 記		36

I 総務部の活動

総務部長 入子 祐三

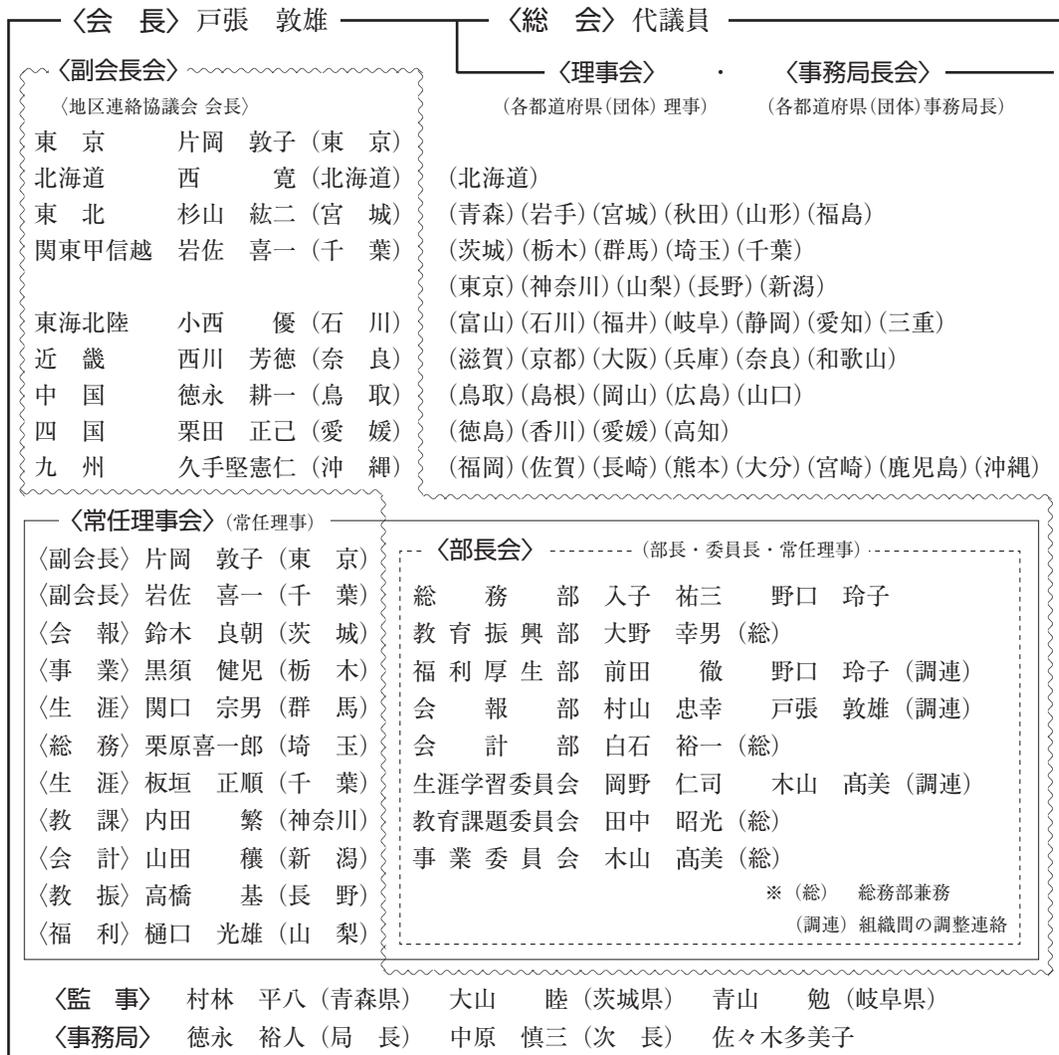
1 はじめに

平成22年10月に第7代廣瀬久会長が急逝されたため、直近の常任理事会で、会務に精通した戸張敦雄前総務部長を会長代行に選任し、体制を整えて残任期間の会務執行に当たった。東日本大震災・原発事故発生時には懸命に対処し、各退職校長会の支援・協力を得ながら、新年度を迎えた。

平成23年度理事会・総会の議を経て、戸張敦雄会長代行が第8代会長に就任するに至った。本年度は、役員交代期に当たったため、副会長・監事・常任理事をはじめ理事の交代が多数に及んだ。

新会長を先頭に役員が協力して「綱領」の精神を踏まえ「全連退に求められている活動」を実践する決意を固めた。

2 平成23~24年度 役員



3 総務部の主な活動

戸張敦雄会長が就任して安定した会務運営が展開されるようになった。新会長のもと総務部が協力して会務の連絡調整に当たり、本会の「綱領」の精神を基に活動することを確認した。各部・委員会が連携し、それぞれの責任を分担し、情報の共有・相談協議を尽くして、次に挙げる「全連退の在るべき姿」の実現に努力した。

- 国ならびに文部科学省、中央教育審議会等に認められ信頼される全連退に。
- 本部組織、各地区連絡協議会等との組織の確立と連絡・協力を図る全連退に。
- 現職の幼・小・中・高・特別支園校園長会への支援に力を尽くす全連退に。
- 存在感のある全連退、会員の生き甲斐を支援する全連退に。
- 各部・委員会が「今何をすべきか」を判断し行動する全連退に。

(1) 東日本大震災に関する対応

平成23年3月11日に発生した東北・三陸沖を震源とするM9の大地震、それに伴う大津波、福島原子力発電所のトラブルは、全連退設立以来の悪夢のような災害であった。この地震、大津波で犠牲になられた方々の霊のご冥福をお祈りするとともに、被災された多くの方々、被害にあわれた本会会員各位へのお見舞い・支援の呼びかけをした。

- 臨時総務部会、部長会を開催、対応について協議し、被災地各退職校長会(長)宛、「見舞い状」並びに「義援金」を送付するように要請することを決定した。
- 理事会の際に、東北被災県を代表して、宮城県退職校長会会長より、被災状況の報告並びに見舞い支援に対する感謝のあいさつがあった。
- 東北地区退職校長会協議会 杉山紘二会長より「東日本大震災に関わる要望書」が会長宛に届けられた。対応について部長会で協議し回答を送付した。

(2) 諸会議等の企画・運営

- 平成23年度の「目標」「宣言・決議」の草案作成に努め、平成23年6月8日の総会において議決、決定した。(会報182号参照)
- 定期総会、理事会(2回)、副会長会(2回)、常任理事会(5回)等の企画、運営、司会に当たった。(会報182号参照)
- 本年の総会における記念講演は、「ジャーナリストから見た日本の教育」をテーマに、文化学園大学名誉教授 野原 明先生の講演を拝聴した。

(3) 財務状況健全化検討会議〈座長 白石会計部長〉

本会の組織を支え、その円滑な推進を図るため、会員の拡充、財務状況の健全化を目的として、総務部内に設置した。

- 会費の使途の吟味と予算編成の在り方の検討。
- 被災地の会費納入免除申請の取扱いについて検討。(各県会長申請通り承認)
- 会員の年代別人数の把握。各県(団体)退職校長会に調査報告依頼(予定)。

(4) 会務運営検討会議〈座長 木山事業委員長〉

社会状況の変化や会員・現職の意識の変容等もあり、組織の進化・充実を図り、社会的にも存在感のある団体を目指す必要がある。そのために、本会の目的・活動・組織を見直す会議を総務部内に設置した。

- 常任理事会の年間開催回数等の検討を行った。
- 理事会の構成、理事の常任理事兼務等について検討した。
- 部会・委員会の統合等について検討した。(継続審議中)

○全連退の存在意義、役割や活動について、会員向けの「見易く・分かり易い簡単なリーフレット」の作成をする。(検討中)

(5) 「各県退職校長会の概要」の合本の作成

第3回常任理事会において、平成23年度の各県概要を交換し、情報共有の必要を協議した。各都県の「概要」を通して意見交換した結果、「各県の活動の現状や特色ある活動」等を紹介し合う意義があるので、「全県に広めたい」との結論であった。

第2回理事会で「各県の概要」を作成・集約する主旨説明があり承認された。その結果、「各県退職校長会の概要」が作成され、本部に届けられ合本する運びになった。各県の協力に感謝し、有効活用いただくことを願って合本を送付した。

(6) 全国幼・小・中・高・特別支援校園長会との懇談会

各校種からの要望事項を聴取し問題点・課題について協議し、全連退としての支援の在り方の情報交換を行った。教育関係諸機関・団体と連携協力して、

- 教育諸条件の整備・充実に資する世論を喚起し、教育の振興に寄与する。
- 会員並びに後進の生活の安定・安心の担保に資する活動を行う。

(7) 部員・委員連絡会（研修と活動目標の確認の会）

- 国立教育政策研究所次長・教育課題研究センター長 大槻達也氏の「これからの学校教育の課題について」と題して講演。質疑応答と意見交換。
- 各部・委員会の活動概要の共通理解。活動に対する要望意見。

(8) やよい会（教育問題懇談・連絡会）

- 全国退職女性校長会・全国教育女性連盟・全連退の代表が情報交換。
- 研修活動の推進等について意見交換。研修活動の交流を図る。

(9) 規定・内規等の見直し検討

- 総会で指摘された事項について検討、理事会に諮り了承された。
- 規定・内規・細則等を見直し、常任理事会の協力を得てまとめた。

(10) 中央省庁、政権等への対応

- 「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上策」意見募集し、提言。
- 「35人学級の更なる推進等によるきめ細やかで質の高い学びの実現」全国集会教育関係32団体の一員として参加した。
- 民主党陳情要請対応本部副本部長 石井登志郎氏と国会内で面談し「要望書」内容の説明を行った。(会報181号参照)
- 文部科学省初等中等教育局長 山中伸一氏を表敬訪問した。「要望書」を提出し関連する見解を拝聴した。(会報181号参照)
- 文部科学省大臣官房審議官 徳久治彦氏の「当面する教育課題」に関する講話、並びに懇談をした。(常任理事の研修会)(会報182号参照)
- 厚生労働省、総務省各大臣宛「要望書」を提出した。(会報181号参照)
- 中央教育審議会「現職教員の資質の向上について」検討会議を傍聴した。
- 教育振興基本計画部会「被災地の教育の在り方」ヒアリングを傍聴した。
- 平成24年度 文部科学省予算説明会に参加した。(全連退情報99号参照)

部員：栗原喜一郎（埼玉県） 野口 玲子 大野 幸男 白石 裕一
田中 昭光 木山 高美

Ⅱ 教育振興部の活動

教育振興部長 大野 幸男

本年度の研究活動の概略

1 地域の教育上の役割と責任について

文部科学省では、平成22年10月に「学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議」を設置し、社会の意識変化等を踏まえた今日的な『「学校と地域の関係」について審議・検討を行い、23年7月に提言を取りまとめた。そこには、今後、すべての学校が、小・中学校の連携・接続に留意しながら、地域の人々と目標（子ども像）を共有し、地域の人々と一体となって子どもたちをはぐくんでいく「地域とともにある学校」を目指すべきである。』と述べてある。

このことから、教育振興部では、昨年度の研究で明らかにした「地域の教育上の役割」の3点 A. 適切な教育環境を整える B. 子どもたちの豊かな体験を援助する C. 子どもたちの安全な生活を確保する を中心に据え、学校の教育活動とPTAや地域住民が連携して、いかに地域活動を定着させてきたか、具体的な事例を挙げて考察を試みた。

2 教員の資質の在り方について

今日ほど教員の資質の問題が問われている時代はない。今後10年間に教員の34%、20万人弱の教員が退職し、経験の浅い教員が生まれることが懸念されている。その上、教員が対応すべき課題が多様化していること、教員への信頼の揺らぎ（不祥事、指導力不足など）や同僚間で指導・助言し合うことの希薄化など学校現場を取りまく環境が大きく変化している。こういう状況下、教員が資質能力を高めながら社会から信頼を得られるにはどうしたらよいかは大きな課題である。

そこで、昨年度に教育振興部で実施した、公立小中学校の管理職へのアンケート調査の結果を精査して、管理職が、必要とされる教員の質をどのように捉えているかを分析した。その結果、当面する教員の資質を「使命感」「指導力」「児童生徒理解力」「コミュニケーション力」「危機管理能力」の5種に分類して、いずれを管理職が多く求めているかを明らかにした。これらから、教育における研修はもとより、行政をはじめ教員養成に携わるすべてが学校のニーズに即した対応をするよう期待したい。

3 「教育の日」の制定状況と事業の充実について

全連退として「教育の日」の趣意書を掲げて都道府県退職校長会に制定を呼びかけた平成10年以来13年が過ぎた。この間、各退職校長会の尽力で32都道府県、135市町村で制定を見ることができ誠に感謝に堪えない。「教育の日」の制定は、会則や綱領にある「教育尊重の気運を高め日本の教育の振興に寄与する」を具現化する活動であり、全連退の事業の大きな柱である。

今年度の調査研究は、まず昨年12月以降に新たに制定された府県や市町村の状況調査に加え、制定県に対しては、制定の方法として、①条例や規則での制定 ②知事や教育長の告示での制定 ③関係団体による宣言による制定などについて尋ねた。加えて制定都道府県の「教育の日」中央大会の状況や費用の概算なども回答願った。また実践事例として茨城県、熊本県の様子を紹介いただいた。今後、これらをもとに地道に制定推進と事業の充実を目指し、さらに国の「教育の日」の制定に向けて努力していきたい。

1 地域の教育上の役割と責任について

【今年度の研究について】

昨年度は、『「地域」の教育上の役割』の“具体的な手だて”として次の3点を考えた。

- A 適切な教育環境を整える
- B 子どもたちの豊かな体験を援助する
- C 子どもたちの安全な生活を確保する

今年度はこの視点を土台とし、とくに公立小・中学校の学校区としての活動例に着目して、学校・家庭・地域の連携・協力の上にある地域住民の教育活動の実情を探ることとした。

(1) 今年度の研究の基本的な考え方

公立小・中学校を単位とした活動、すなわち学校の教育活動をベースにして学校、PTA（保護者）、地域が連携する形が、地域の教育活動を定着させ継続させることに強い力を発揮する。その理由としては次のようなことが考えられる。

- 地域を構成する単位は家庭である。個々の家庭の地域に対する意識が、地域の凝集性や安定性さらには活動力を大きく左右する。とくに教育上の役割と責任にかかわって“親”の意識が大切である。学校行事やPTA活動への参加は、個々の親と地域のつながりを生み、ひいては地域住民としての意識の向上につながる。
- 地域における大人同士のコミュニケーションが充実すれば、子どもたちを「地域の子」として見る目が育ち、子どもたちとのふれ合いも豊かになって、「みんなの子どもをみんなで育てる」という地域の教育力が増していくと考えられる。学校行事、PTA活動などは、大人同士のコミュニケーションの貴重な場である。
- 実際に「地域」が何らかの教育活動を行う場合、その計画、実践、評価などについて学校やPTAと連携することで効率が高まり、内容も充実する。
公立小・中学校では、多くの学校がいわゆる「学校評議委員会」の制度を設けているが、外部委員は町会長や民生委員など地域の人であり、PTA役員のOBであるようなケースが多い。こうした組織の動きが、地域の教育活動を支える力となっている。

(2) 実践活動例

【活動事例 1】～主として A. 適切な教育環境を整える～

- 「地域清掃活動」（東京都大田区立 I 小学校）

*学校は創立から136年の伝統校、児童数約650、学区域はいわゆる“江戸前”の古くから開けた土地で、複数の商店街と住宅地が混在する。PTA活動は伝統的に活発、地域の学校への関心は高い。

この「地域清掃活動」は、発足から32年目で、今までに国土交通大臣、都教委、地元の清掃事務所長などから、表彰状、感謝状を授与されている。

- 校外班活動（全校児童を地域ごとの班に分けて諸々の活動を行う）の一環として行われる。班長が中心となって活動が進むよう、教師と校外班世話人（PTA担

当者、地域の人）が事前指導を行う。

- 6月～3月の第一金曜日、午前7時から15分程度の活動を行う。児童各自が家庭から清掃用具を持ち寄り、班の所定の場所（公園、広場、道路など）を清掃する。
- 校外班世話人が中心となり、大人が活動を支える。集められたゴミは世話人が処理をする。
- 児童は各自「地域清掃参加カード」をもち、シールを貼ってもらう。
- 教員も可能な限り参加する。

* 6月3日（第1回目の地域清掃活動の日）、この班の清掃場所は「森っ子広場」である。朝7時前、ほうきやちり取りを持った親子が集まり始める。全員集合のあと、初回ということで世話人の司会で親も子も自己紹介、つづいて6年生の班長の「掃除を始めます。」という合図で活動が始まった。

ほうきの横や縦の掃き方、ちりとりを少しずつ後ろへずらしてゴミを残さずとる方法など、大人から教わって、子どもたちは目を輝かせている。班長の終了の合図のあと、「地域清掃参加カード」にシールを貼ってもらう1年生のうれしそうな顔が印象的であった。

【活動事例 2】～主として B. 子どもたちの豊かな体験を援助する～

○「地域から学ぶ・タウンウォッチング」（東京都江東区 F 中学校）

* 学校は創立から59年、学区域である深川・木場は現在でも江戸の下町気質が色濃く残り、人と人とのつながりを大切にしている地域である。町会長を中心に町会の結束が強く、学校もその一員として温かく守られている。当然、保護者、地域の方々の学校教育への関心は高く協力的で、文字どおり「地域ぐるみで生徒を育てる学校」を実感できる。また、深川・木場は富岡八幡宮や深川不動尊を中心とする下町文化や、江戸時代の技術を伝える伝統工芸が現存するなど、豊富な学習教材に恵まれた地域でもある。

● 「総合的な学習の時間」の中の取り組みとしてタウンウォッチングがある。これは地域の人、もの、自然とかかわる学習であり、地域を活動の場とした体験型の学習として、今年度で10年間続いている。

● タウンウォッチングの内容は以下のようである。

1年生は「地域調べ」～地元の祭りなどを中心に～

2年生は「職業調べ①」～江東区の伝統工芸を学ぶ～

3年生は「職業調べ②」～さらに視野を広げて伝統工芸を学ぶ～

● タウンウォッチング以外にも、和太鼓の指導を受けたり、東京大空襲の話を書くなど、地域の教育力が十分に生きている。

* 地域の方々の「大人の責任として、地域の子どもたちにどうかかわり、どうはぐくんでいくか」という意識の高まりと、生徒たちの「地域の大人たちとのかかわりを通して、人と人とかかわりの在り方を学ぶ」という意識の高まりが作用しあっていることが感じられる。そして、このことを基盤として、「わが町の子ど

もたち」を中心に、地域と学校が相互性をもってしっかりとかかわっていることは確かである。

【活動事例 3】～主として C. 子どもたちの安全な生活を確保する～

○『子どもを守る会』の活動（東京都西東京市 K 小学校）

* 学校は、今年度近隣の 2 校が統合して新設され 10 周年を迎えた。児童数約 600、多摩北部地区にある。学区は都心のベッドタウン的な存在で、農業を中心としていた旧来の住民と、集合住宅をまじえた新しい住民が一緒になっている。諸々の関係で PTA の組織はなく、「保護者の会」が学校と十分な連携をとりつつ活動している。

本活動の母体である「K 小学校区子どもの安全を守る会」は、平成 20 年に設立され、参加団体は K 小学校、K 小学校保護者の会、地区青少年育成会、関連中学校 PTA などである。

● 本会は「K 小学校区内のすべての子どもが安全に安心して暮らせるよう地域全体で見守っていき、安全安心な街づくりを行うことを目的とする。」（会則第 2 条）

● 活動の内容は次のようである

ア 都合のつく時間（買い物や犬の散歩、お出かけの行き帰り）に腕章をつけて地域の防犯パトロールを行う。

イ 飼い犬にバンダナをつけてワンワンパトロールを行う。

ウ 子どもに登下校時間に合わせて、外の掃除や花の水やりなどを行い、子どもたちに声をかける。

エ 情報交換会を行う。（役員が招集）

● 参加団体の代表による代表者会議（年 3 回以上）をもち、情報交換や研修会を行う。（事務局は K 小学校）

* 会員に配られる「地域防犯パトロールボランティア実施要項」には、活動について次のような記載がある。（抜粋）

- 腕章及びバンダナの貸与は、所在の把握のため登録制とします。
- 地域防犯パトロールは、腕章などを着用・明示することによって効果が上がります。また、継続して実施することが大切です。負担にならないよう、無理をせず、ご自分のできることを続けてくださるようお願いいたします。
- 情報交換や交流もかねて、年 3 回ほどの全体会を予定しております。日程などにつきましては、会報及び青少年育成会広報誌でお知らせします。

(3) 三つの活動事例を通して

それぞれに「主として」という文言をつけた。これは、どの活動においても、子どもたちと親や地域の大人との確かなかわりの中で、濃淡はあるが「適切な教育環境を整える」、「子どもたちの豊かな体験を援助する」、「子どもたちの安全な生活を確保する」営みが必ず機能していることが確かめられたからである。

2 教員の資質の在り方について

今年度の研究課題の一つとして、昨年アンケート調査をもとに「教員の資質の在り方について」の課題を深めることとした。下の表とグラフにもあるように、各都道府県公立小中学校から各1校抽出された中規模校（回答は小中学校各42校）の管理職に出したアンケート16問の集計結果である。

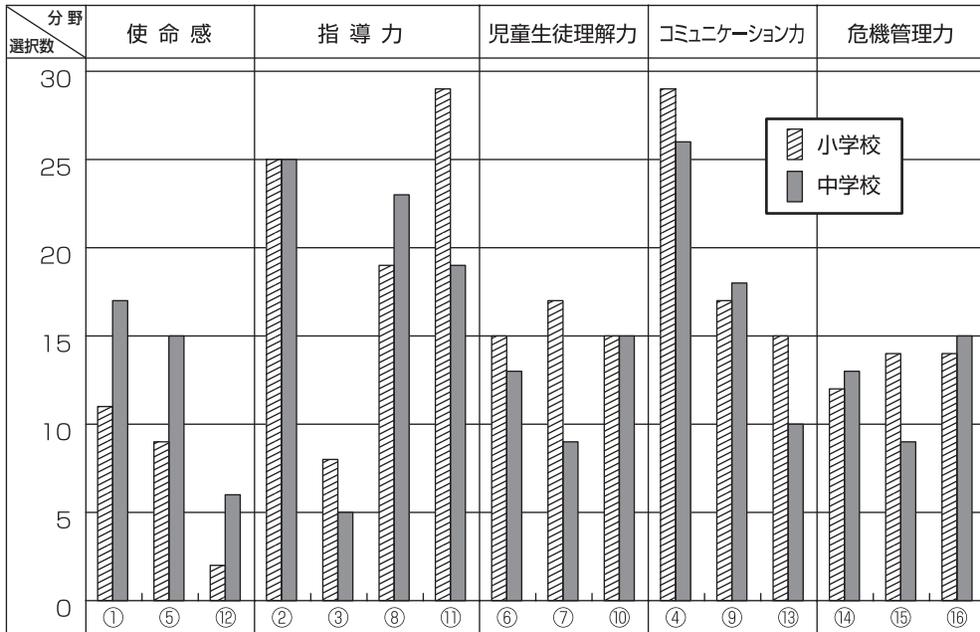
《質問》 次の教員の資質として求められるものの中から、特に重要と思われるものを6項目選んで丸印をお付けください。

項 目	(小)	(中)
① 教育法規を理解し、教員としての任務と責任を自覚している。	11	17
② 指導計画の立案に創意工夫ができ、熱心に指導できる。	25	25
③ 論理的な思考ができ、創作性を持っている。	8	5
④ 地域や親への対応が適切にでき、明るく付き合える。	29	26
⑤ 物事への公平感と正義感を持っている。	9	15
⑥ 児童生徒の発達段階に応じた指導ができる。	15	13
⑦ 児童生徒に夢を持たせ、楽しく生活できるように心がける。	17	9
⑧ 日常生活のルールを児童生徒にきちんと躰けられる。	19	23
⑨ 児童生徒の中に溶け込み、一人一人を大切にす。	17	18
⑩ 児童生徒の性格、境遇、能力等に応じた指導ができる。	15	15
⑪ 自ら学ぼうとする意欲を持たせ、分かりやすく指導できる。	29	19
⑫ 物事をてきぱきと処理でき、常に行動的である。	2	6
⑬ 人間関係の和を第一に考え、明るく人に接するように心がけている。	15	10
⑭ 命の安全第一への姿勢を常に持っている。	12	13
⑮ 物事に対する報告、連絡、相談の姿勢を持っている。	14	9
⑯ 常に危機感を持って、事態への対応を考えている。	14	15

教員の資質について上の16問を、次の5分野（使命感・指導力・児童生徒理解力・コミュニケーション力・危機管理能力）に分けた。教育に当たる者としての自覚とやる気を喚起することと、回答にあった管理職の考え方を踏まえて考察をまとめた。その表とグラフが以下のものである。

分 野	使命感			指導力				児童生徒理解力			コミュニケーション力			危機管理能力		
	①	⑤	⑫	②	③	⑧	⑪	⑥	⑦	⑩	④	⑨	⑬	⑭	⑮	⑯
質 問 番 号	①	⑤	⑫	②	③	⑧	⑪	⑥	⑦	⑩	④	⑨	⑬	⑭	⑮	⑯
小 学 校	11	9	2	25	8	19	29	15	17	15	29	17	15	12	14	14
中 学 校	17	15	6	25	5	23	19	13	9	15	26	18	10	13	9	15

(分野別の各回答数)



《考 察》

(1) 使命感

教員の資質の在り方としてまず基本に考えられることは、教員が明確な教員としての使命感を持っているかということである。回答に応じた管理職の多くはアンケートではこのことをあまり重要視していない。小学校の方がことに少ない。見方を変えれば、教員としての使命感は当然のことと判断していると思われる。しかし、教育の目的や目標をきちんと体得している教員でなければならないことは自明の理である。

中学校の管理職では生徒に公平感・正義感を持たせ物事をテキパキと処理できる教員を考えていることもうかがえる。日常の大人たちの生活に関心を持ち始めた生徒たちへの危惧が感じられる。教員としての信念と自覚をもったやる気のある教員を生徒は見抜くからである。

(2) 指導力

小中学校ともに現職管理職が最重要視されていることは、指導力の問題であることが集計から分かる。特に小学校では児童が自ら学ぶことを教えることのできる教員を特に望んでいる。このことから教員のより一層の児童生徒理解の上に立った学習指導力の向上や生活面でのきちんとした指導力の開発・研修が望まれる。

しかし、実際に学校で研修とどのように取り組んでいるかをアンケート回答にみると、素晴らしい研修姿勢で臨んでいる学校も一部散見できたが、小中学校どちらも結果はあまりかんばしくなかった。管理職や学校の研修に対する、より積極的な姿勢が望まれる。(平成22年度「年間活動・研究報告」参照) これは教員自身の意識付けにもつながるので研修体制を管理職は心掛けたい。最近問題にされている論理的な思考や創造性の活用も教員に期待したい。

(3) 児童生徒理解力

子どもが人として変化成長する毎日の生活の中で、夢を持たせることは教育の上では欠かせない。児童生徒の発達過程と各個人の性格・境遇・能力を知ることは大切なことである。そのためにも教員自身が現実や未来に夢を持つことが大事なのではないか。小学校から夢を持たせて自分の生活設計を考えさせていきたい。

子どもたちは教員を身近な一人の大人の人間として見ている。人格ある人間として教員の行動は常に衆視的である自覚が必要である。児童生徒を理解できる広い視野に立った人間性豊かな教員を子どもたちや社会が求めていることを忘れてはならない。子どもたちは親や教員をまねて育っていることが多い。

(4) コミュニケーション力

今回のアンケート調査で選択が小中学校ともに多かったのはこの分野であった。近來とみに希求されていることが、教員の地域や親への対応の的確さである。子どもを育てる親や地域に受け入れられ納得させることの重要性を感じている管理職の願いが伝わってくる。また、親や地域の学校や教員に対する発言権の増大からも、この分野の研修の必要性を気づかされる。

同じ選択肢でありながら、子ども一人ひとりを大切に人の和を考える教員の明るさの選択がやや少ないのは気にかかる。特に学校生活になじまず自分の殻に閉じこもりがちな若い教員への研修が急がれる。

(5) 危機管理能力

東日本大震災前の調査であったせいか、この分野の選択は少なかった。しかし、子どもや人々の快適な生活とお互いが自分の生命を守るということを教えることも、教員の資質を考える重要課題の一つであることに変わりはなく、教員への意識付けは大切である。

地震被害や原発被害状況を受けて、教員は子どもや地域にどのように対処するか、またとっさの危機場面にどう対応させるかの研修はますます必要になってくる。併せて日常の子どもたちへの細やかな安全点検とその事の子どもたちへの意識付けは欠かせない。

《ま と め》

昨年の調査回答を受けて、指摘された中から今学校が抱えている問題や普遍的な教育課題など教員の資質の在り方がはっきりしてきた。また、教員養成の課題や研究機関の取り組み方も明らかになった。

日本人として、子どもたちが今や未来にどうやって生きていくかを教えるのが学校である。実際に指導に当たる教員の資質の向上は、その時代における大切な課題である。全退連としても、時代の流れの中で、時代の求めに応じて、教員が適切にわが国の学校教育に当たれることを願ってやまない。わが国の伝統と文化を踏まえて、子どもたち一人ひとりへの教育愛に溢れた教員の養成を願う。

先を見据えた生活の中で、気づき考え行動できる子どもたちを育てられる教員を、管理職は研修や日ごろの触れ合いを通して教員相互に自覚させたい。管理職は教員一人ひとりに気配りして、先見と決断を持って教員の自己啓発を軸とした研修の場をさらに考えていきたい。

3 「教育の日」の制定状況と事業の充実について

47都道府県のすべてからアンケートの回答があり、そのまとめの概略を報告する。

(1) 未制定府県の現状（16府県）

① 高知県で「教育の日」が新たに制定された。

『全国生涯学習フォーラム高知大会実行委員会関係49団体の賛同を得て、平成22年11月22日の全国生涯学習フォーラム高知大会閉会式において、毎年11月1日を高知県教育の日「志・とさ学びの日」とする教育宣言を行いました。』と県のホームページで報告されている。

② 制定の見込みが出てきた県は2県。

「地区教育事務所（6箇所）や市町村教育委員会等への働きかけで、県としての制定も間近に感ずる。」（O県）、『県の「教育力向上県民フォーラム」へ退職校長会会員が積極的に参加し、現職校長会とともに連携し、「教育の日」制定に向け、県教委に強力に働きかける予定。』（H県）と回答している。

③ 制定の見込みがないが13府県で、「退職校長会からの働きかけに対して、各府県教育委員会の腰は重く、制定への取り組みが見られない。」と回答している。今後、府県教育委員会への粘り強い働きかけが必要である。

(2) 制定されている32都道府県の「教育の日」制定の方式と「教育の日中央大会」の有無等

① 議会により条例として制定。岩手・宮城・福島・茨城・石川・奈良・島根・岡山・広島・徳島・大分の11県で中央大会が実施されているのは5県のみ。行事の主催者は、多くは県教育委員会。費用も県教育委員会。予算は、20万円、42万円、130万円と3県からの回答があった。

② 首長や教育委員会の告示や、施策として制定。秋田・群馬・埼玉・東京・滋賀・和歌山・熊本の7都県で、中央大会が実施されているのは5都県。行事の主催者は都県教育委員会。費用も都県教育委員会。予算は、5万円、36万円、100万円、140万円と4県からの回答があった。

③ 関係団体の連合組織による宣言等による制定。北海道・青森・栃木・長野・山口・香川・愛媛・高知の8道県で、すべてが中央大会を実施している。主催者は、〇〇県教育の日推進協議会、〇〇県教育の日実行委員会等の宣言関係団体。費用は関係団体の負担金等でまかなわれるため、行事・事業の運営が困難である報告が多い。道県教育委員会の全面的主導を望む報告も多い。予算は、25万円（協議会）、39万円（参画団体）、50万円（教委・関係団体）、120万円（主催者団体）、130万円（52団体）、140万円（構成22団体）、300万円（教育委員会）と全道県から報告があった。県教育委員会から全面的支援を得られるよう努力が必要である。

④ 準制定の6県は、教育関係団体の「教育の日」制定への要望に対して、各県教育委員会が施策として「教育県民週間等」の実施を推進している。中央大会は無く、行事・事業等は、地域・学校単位で行っている。

いばらき教育の日・教育月間

茨城県退職校長会

1 「いばらき教育の日」の取り組み

本県では条例で11月1日を「いばらき教育の日」とし、趣旨にふさわしい取り組みを行う期間として、11月を「いばらき教育月間」とし教育振興を強調している。

(1) 第12回「いばらき教育の日」推進大会（11月1日）

この中で大会宣言文の朗読と決議文の採択、優秀標語の表彰、善行表彰、優秀教員の表彰、パネルディスカッション テーマ「社会全体での教育力の向上を目指して」～一人ひとりが輝く茨城の教育を考える～等、が行われた。例年午後には、1500名の参加で講演会が組まれたが、今回は大震災で大会場が使用不可能となりカット、規模を縮小して実施された。

(2) 「キャンドルナイト」の実践や教育の日一斉キャンペーンの実施

「家族とちょっと話そう11.1」～今夜はキャンドルナイト～のキャッチフレーズのもと、「教育の日」月間の1日、家族が一部屋に集まってキャンドルナイトで団らんをしてみましょう。子どもたちの夢を語り合い、家族で会話を楽しみ豊かな時間を作りましょう。等、県民への呼びかけに努めた。また、1日朝、水戸駅や土浦駅前等で関係団体や各学校の参加者が、あいさつ・声かけ運動、啓発資料の配付やさわやかマナーアップ運動、地域クリーン活動等に取り組み、コミュニケーションの輪を広げる運動を試みた。

2 「いばらき教育の日」月間中の試み

(1) 県内5ブロック（県北・県央・県東・県南・県西）での地区推進大会の実施

例えば テーマ「若い力を社会の力に～専修学校の教育力～」(県北)・「霞ヶ浦の成り立ち・水利用・水質等についての理解」(県西)等、組織、内容、日時等については、核となる推進団体の事情を尊重して行われる独自の推進大会を開催する。



(生涯学習研究協議会の様子)

(2) 茨城県退職校長会の実践

強調月間中に、次の2事業を実施した。

- 生涯学習研究協議会11月15日 2名の実践発表と協議・テーマ「ふるさとの植物について」
 - ・「シルバー人材センターを通しての学校支援」
- 現職校長との教育懇談会11月29日
 - ・テーマ・「キャリア教育推進をめぐる諸問題」
 - ・「障害者権利条約の理念を踏まえた特別支援教育について」

3 市町村の取り組み例・ひたちなか市教育の日憲章（平成10年12月21日制定）

わたくしたちは、自己を高め、明るく豊かな生活が営めるよう、毎月第1土曜日を教育の日と定め、ふれあい、響き合い、磨き合いながら、共に伸びる教育をめざします。

- 1 あたたかい家庭を目指して
 - ・家庭だんらんの機会を多く持ち、子どもの自主性、個性を育てます。
 - ・家族間で一致協力して、子育てにあたります。
- 1 あかるい地域を目指して
 - ・子どもは地域の宝、温かく成長を見守ります。 ・子どものためによりよい環境をつくります。
- 1 たのしい学校を目指して
 - ・ゆとりある教育をめざし、豊かな心を育みます。
 - ・未来に向かって、創意に満ちた学校経営に努めます。

「くまもと教育の日」フォーラム

熊本市退職校長会会長 中村 貞夫

熊本県では、県教育委員会主催の「くまもと教育の日」県民フォーラムを開催している。これとは別に、熊本市では退職校長会が主催する「くまもと教育の日」フォーラム（美術展と教育講演会）を同時期に実施しており、今年度は第4回目となった。

第4回 熊本市「くまもと教育の日」フォーラム（本年から市PTA協議会と共催）

- 美術展 会期：平成23年11月16日～22日 会場：鶴屋東館 ふれあいギャラリー
出品：絵画25点 書道9点 写真16点
会場は、連日、退職校長や一般市民も鑑賞に訪れ大盛会であった。
- 講演会 平成23年11月23日 熊本県民交流館パレアホール

第1部 映写会 「映像で綴る熊本市戦後教育史」

熊本市退職校長会は、退職校長会設立40周年記念事業として、また、教育県熊本の復活を願い、第1部「熊本市教育遺産資料集」（市内小中学校所蔵品の収録）平成20年刊行。第2部「熊本教育の人的遺産100」熊本ゆかりの教育者の紹介。平成22年刊行。第3部「映像で綴る熊本市戦後教育史」（第1編～第3編）熊本市教育センター刊行（1994年）の「熊本市戦後教育史」を活用してDVD化した。これらを3部作としてとらえ、熊本県の教育を知る大きな手がかりになれば幸いである。そして、これを500本制作して、全幼小中高校、公民館、図書館、PTA等に配布した。

当日の様子は、熊本日日新聞にも大きく取り上げられ、会場も満席で、参加者の感想はすべて感動した、素晴らしかったと大好評であった。

第2部 講演会 「日舞のこころ」

藤間豊大郎氏（日本舞踊藤間流師範）
舞踊と日本舞踊の歴史や魅力を紹介。
「日本の魂を手間と時間をかけ、学んでいきたい」と締められた。

「映像で綴る熊本市戦後教育史」について、簡単に内容を紹介する。

第1編（終戦直後から昭和35年頃の記録）

熊本大空襲や白川大水害なども織り込み、新制中学校の発足当時の貴重な写真や証言からなっている。

第2編（昭和40年代から60年代）

教科研究の取り組みや部活動・学校給食の歴史などを中心に編集されている。

第3編（それ以降現代まで）

電子黒板やパソコンの導入など教育の近代化をテーマとして編集されている。

第4回 熊本市
「くまもと教育の日」フォーラム

日本舞踊 藤間流師範
藤間豊大郎 講演会

11月23日(祝日)
開場 13時 開会 13時30分
パレアホール (鶴屋東館 10F) 入場無料

○第1部 映写会「映像で綴る熊本市戦後教育史」(熊本市退職校長会制作)
○第2部 講演会「日舞のこころ」 藤間豊大郎さん

・主催：熊本市退職校長会 ・共催：熊本市PTA協議会 ・後援：熊本市教育委員会
・問い合わせ：熊本市退職校長会事務局 TEL 096-385-6225

「教育の日」の制定状況（平成23年12月現在） — 32都道県、81市50町4村 —

- 北海道地区 北海道
 (北海道) 石狩市 岩見沢市 小樽市 帯広市 苫小牧市 函館市 砂川市
 白老町 豊頃町 本別町 幕別町 月形町 今金町 陸別町
- 東北地区 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 福島県
 (秋田県) 大館市 男鹿市
 (山形県) 上山市 新庄市
 (福島県) 浅川町
- 関東甲信越地区 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 東京都 長野県
 (茨城県) ひたちなか市 土浦市 守谷市 稲敷市 牛久市 阿見町
 河内町 利根町 茨城町 大洗町 城里町 東海村 美浦村
 (群馬県) 前橋市 渋川市 藤岡市 沼田市
 (埼玉県) 白岡町
 (千葉県) 佐倉市 銚子市 野田市 南房総市 鋸南町
 (東京都) あきるの市
 (山梨県) 甲府市 中央市
- 東海北陸地区 石川県 岐阜県 静岡県
 (福井県) 福井市 敦賀市
- 近畿地区 滋賀県 兵庫県 奈良県 和歌山県
 (滋賀県) 栗東市
 (奈良県) 奈良市
 (三重県) 四日市市 亀山市 菰野町 朝日町 川越町
 (和歌山県) 和歌山市 海南市 橋本市 有田市 田辺市 新宮市 岩出市
 紀の川市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 広川町
 由良町 有田川町 美浜町 日高町 みなべ町 印南町 白浜町
 上富田町 すさみ町 串本町 那智勝浦町 太地町 古座川町 北山村
- 中国地区 島根県 岡山県 広島県 山口県
 (鳥取県) 南部町
 (広島県) 三原市
 (山口県) 美祢市 萩市 防府市 宇部市 和木町
- 四国地区 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
 (徳島県) 美馬市 三好市 鳴門市 つるぎ町
 (高知県) 安芸市
- 九州地区 長崎県 熊本県 大分県 鹿児島県 宮崎県
 (福岡県) 筑後市 宗像市 八女市
 (佐賀県) 嬉野市 唐津市 多久市 神埼市 小城市 佐賀市 伊万里市
 武雄市 玄海町
 (熊本県) 八代市 荒尾市 宇土市 宇城市 大津町 美里町 和水町
 氷川町
 (大分県) 宇佐市 国東市 佐伯市 津久見市 日田市 豊後高田市
 別府市 玖珠町 九重町 姫島村
 (宮崎県) 串間市 日向市 宮崎市高岡町
 (沖縄県) 浦添市 宮古島市 那覇市 石垣市 糸満市 南城市 名護市
 南風原町 西原町

*上記中、岐阜県は「教育週間」、静岡県は「家庭教育の日」、兵庫県は「兵庫の教育推進月間」、長崎県は「長崎っ子の心をつめる教育週間」、鹿児島県は「地域が育む“かごしまの教育”県民週間」、宮崎県は「みやざきこども教育週間」と呼ぶ。

部員：高橋 基（長野県） 荒井 忠夫 荻原 武雄 河原 敏子 滝澤 利夫
 巖岩 正子 柳瀬 修

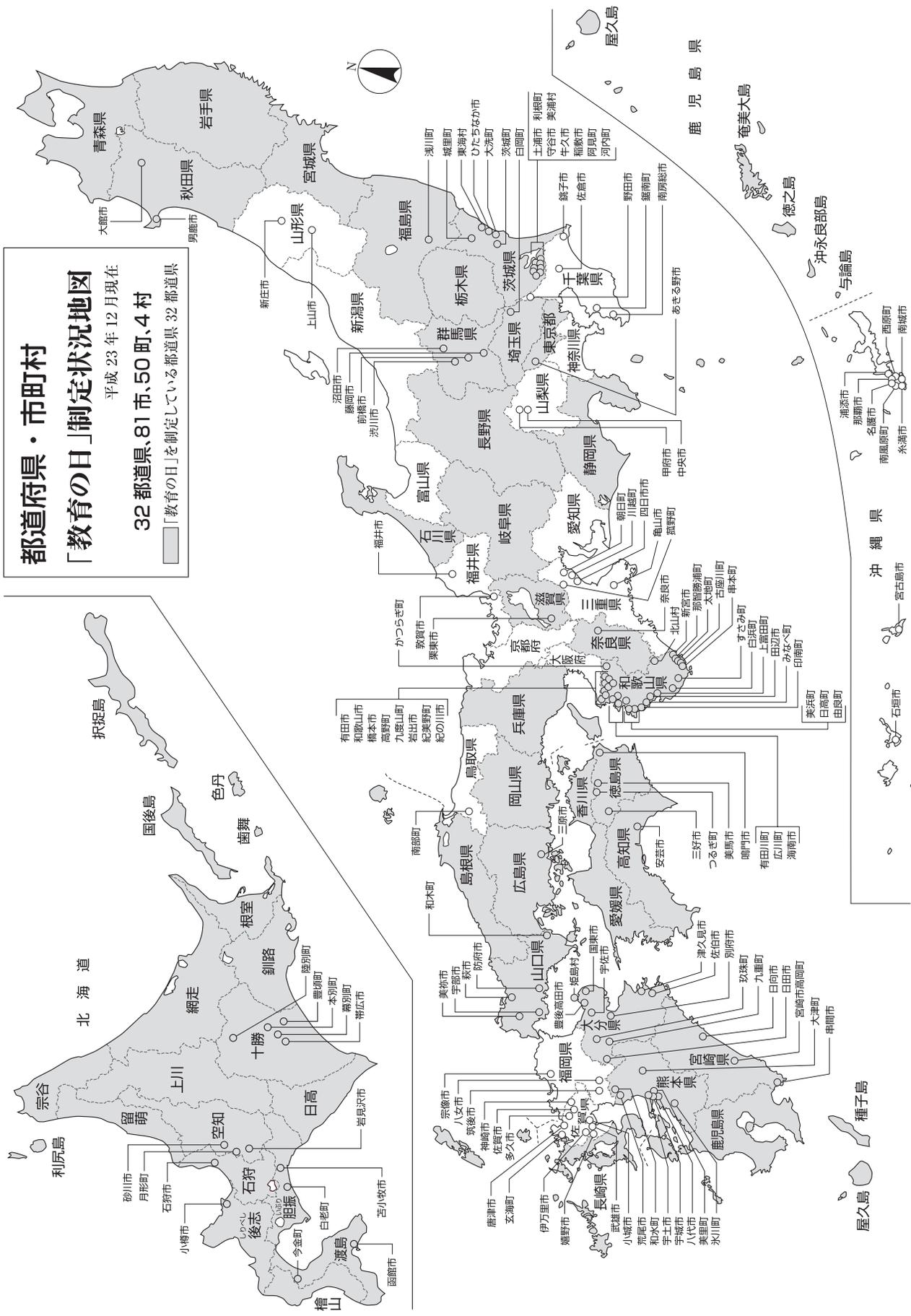
都道府県・市町村

「教育の日」制定状況地図

平成 23 年 12 月現在

32 都道県、81 市、50 町、4 村

■ 「教育の日」を制定している都道県 32 都道県



Ⅲ 会員の福利厚生

長寿化への歩み——上寿者100名を越える

福利厚生部長 前田 徹

今年度も総会の決議に基づいて3分野の活動を実施した。その中で上寿者に対する記念品の贈呈を見直したことが大きな動きである。

1 関係省庁等への要望活動

平成23年8月2日、文部科学省・総務省・厚生労働省に赴き、各大臣に下記の内容に関する要望書を提出した。(全連退情報第95号・会報第181号参照)

(1) 文部科学省 (高木義明大臣宛て)

①教育の振興に関すること (9項目) ②退職校園長の叙勲並びに人材登用に関すること (3項目)

(2) 総務省 (片山善博大臣宛て)

①共済年金制度の堅持 ②働く高齢者の年金についての配慮 ③住民税等の税負担の軽減

(3) 厚生労働省 (細川律夫大臣宛て)

①共済年金制度の堅持 ②健康保険料・介護保険料等の軽減 ③後発医薬品の利用を促進し医療費を軽減

○平成23年7月29日、民主党の陳情要請対策本部副部長 石井登志郎氏に会い、事前に要望書を渡して説明を加え、各大臣及び関係者への伝達を依頼した。

○年金に関しては日本退職公務員連盟(日公連)と密接な連絡を取り、諸情報を得て要望書を作成した。また平成23年10月26日、日比谷公会堂で開かれた日公連全国大会や同年12月19日の共済年金受給者団体会議にも出席し連携を深めた。

2 米寿者・上寿者の調査

平成24年度に米寿(88歳)・上寿(100歳)を迎えられる会員を平成23年6月に調査した。(表Ⅰ参照) 同時に各都道府県の退職校長会で独自に実施している褒賞活動を調査した。

(1) 米寿者・上寿者数について

今まで「年」毎に調べてきたが、今年度から「年度」毎の人数の調査とした。

米寿者：2,720名—前年度より967名増

上寿者：104名—前年度より15名増

(2) 各団体単位の褒賞活動の実態

①回答有り：7団体 回答無し：45団体—実施していないと見なす

②活動の有無：有り—3団体(岩手、茨城、福岡)

無し—4団体(北海道、神奈川、兵庫、鳥取)

③活動内容：3県とも「会報等で紹介する」であった。特に福岡県(小学校)は米寿の他に90歳以上の会員全員を紹介している。また茨城県は米寿者にも県独自で記念品を贈っていると報告があった。

各団体独自で褒賞活動を行っているとは報告されたところはきわめて少なかった。

表Ⅰ 平成24年度 米寿者・上寿者人数

県名	米寿者	上寿者	県名	米寿者	上寿者	
北海道	101	5	大 阪	なにわ会	37	0
青森	36	0		みおつくし会	57	5
岩手	54	2		春秋会	-	-
宮城	71	1	兵庫	庫	73	3
秋田	40	3	和歌山		51	3
山形	55	3	鳥取		19	0
福島	69	3	島根		49	1
茨城	102	3	岡山		88	0
栃木	57	2	広島(県)		62	4
群馬	37	1	広島(市)		15	0
埼玉	65	2	広島(高)		12	0
千葉	90	4	山口		44	0
東京都	191	8	徳島		32	2
神奈川県	69	4	香川		29	1
新潟	65	4	愛媛		5	0
山梨	0	0	高知		6	0
長野	78	1	福岡(小)		87	4
富山	55	2	福岡(中)		28	1
石川	49	0	佐賀		57	2
福井	18	3	長崎		18	3
岐阜	57	5	熊本		87	4
静岡	63	0	大分		99	4
愛知	0	0	宮崎		54	1
三重	69	3	鹿児島		81	5
滋賀	34	0	沖縄		5	0
京都	50	2				
奈良	50	0	合計		2,720	104

(3) 上寿者の記念品の見直し

上寿者の記念品については部長会・常任理事会で検討した結果、取り止めることとなり、6月の総会に提案したところ異議が出た。そこで改めて部長会・常任理事会・副会長会で審議し取り止めることとして、10月の理事会に諮り承認された。

◎平成24年度以降は上寿者に対して記念品は取り止めて寿詞のみを贈る。

3 叙勲に関する調査

叙勲候補者推薦要項（平成15年制定）によると、勲章は「国家及び公共に対し功労のある者を広く対象として、その功労の質的な違いに応じて旭日章または瑞宝章のいずれかが授与される」。学校教育関係者に関わる瑞宝章は「国及び地方公共団体の公務又は次に掲げる公共的な業務に永年にわたり従事し功績を積み重ね、成績をあげた者を表彰する場合に授与される」「授与は形式的な職務歴により等しく行うものではなく他の模範となる成績をあげたものに対象を限り行うものとする」と記載され、年齢は70歳以上である。

(1) 受章種について

前述の要項では「その者の果たした職務の直接携わる業務について」「特に重要と認められる職務を果たし成績をあげた者に対しては重光章以上」「重要と認められる職務を果たし成績をあげた者に対しては小綬章以上」「その他の職務を果たし成績をあげた者に対しては単光章以上」と示されている。

○本調査の集計では瑞宝章の小綬章以上と双光章以下の2段階としたが、前者には中綬章が後者には単光章も含まれている。

幼小中学校では小綬章以上が3名、双光章以下が497名であるのに対して、高校・特別支援学校では小綬章以上が171名、双光章以下が26名であった。小綬章以上の受章者を全叙勲受章者総数の割合で見ると、幼小中学校では0.6%、高校等では77%となり例年どおりの大きな格差が見られた。特に人間形成の基本を育む義務教育学校の職務を「重要な職務」と見なさない現状には問題があると思われるので、引き続き改善を求めていく。

(2) 受章者数について

平成22年は受章者数が前年に比べ大幅に減少していた（表Ⅱ参照）。中でも双光章以下が大きく減少しているのが気になる。表で空欄のある県は幼小中学校か高校・特別支援学校かどちらか一方しか調査していない。（福利厚生部は県教育委員会で受章者全体を把握するようにお願いしている。）

個別に見ると10名以上増加したのは福岡県のみで、10名以上減少したのは北海道・東京都・大阪府の大人数のところである。また神奈川県0については再確認の問い合わせをしている。

◎全連退は、今後も受章者数の増加を目指すとともに、校種によるランク付けの格差の撤廃に全力で取り組んでいく。

表Ⅱ 平成22年春秋叙勲 各都道府県校種別受章者数一覧

校種別 受章種瑞宝	幼 小 中		高・特 支		小 計		受章者総数	前年度との 比
	双光章以下	小綬章以上	双光章以下	小綬章以上	双光章以下	小綬章以上		
北海道	14		2	9	16	9	25	-27
青森	12		3	2	15	2	17	+1
岩手	10		2	4	12	4	16	-2
宮城	8			5	8	5	13	±0
秋田	8			5	8	5	13	+2
山形	7			4	7	4	11	-1
福島	12			3	12	3	15	-1
茨城	15		1	7	16	7	23	+1
栃木	10		1	3	11	3	14	-2
群馬	9		1	4	10	4	14	±0
埼玉	21			8	21	8	29	+5
千葉	9			1	9	1	10	-16
東京	29			3	29	3	32	-23
神奈川								-31
新潟	14		1	7	15	7	22	±0
山梨	9		1	1	10	1	11	+3
長野	12			4	12	4	16	±0
富山	6			4	6	4	10	+2
石川	8			2	8	2	10	+5
福井	6			2	6	2	8	±0
岐阜	8			8	8	8	16	+3
静岡	13			9	13	9	22	+2
愛知	24			6	24	6	30	+1
三重	8		3	3	11	3	14	±0
滋賀	7			4	7	4	11	+1
京都	15			3	15	3	18	+9
大阪	27		2	6	29	6	35	-15
兵庫	18		3	4	21	4	25	-4
奈良	8			3	8	3	11	+1
和歌山	9	1		2	9	3	12	±0
鳥取	7			2	7	2	9	+1
島根	5			6	5	6	11	+6
岡山	12	1		7	12	8	20	+2
広島	16			3	16	3	19	+2
山口	8				8		8	-1
徳島	6			4	6	4	10	±0
香川	4	1		4	4	5	9	+1
愛媛				6		6	6	-8
高知	5			5	5	5	10	+1
福岡	16		2	6	18	6	24	+14
佐賀	6			2	6	2	8	±0
長崎	11			4	11	4	15	-2
熊本	14		1	4	15	4	19	+1
大分	1			4	1	4	5	+5
宮崎	6			6	6	6	12	-1
鹿児島	14		3	3	17	3	20	-2
沖縄	10			2	10	2	12	+1
総合計	497	3	26	194	523	197	720	-66

Ⅳ 会報部の活動

会報部長 村山 忠幸

本年度の活動

- (1) 本年度は、第180号から183号まで、年4回の会報を発行した。第180号は6月30日、第181号は9月30日、第182号は1月1日、第183号は3月15日に発行した。
- (2) 総会特集号以外は、毎号に巻頭言、提言（副会長）、地区連絡協議会の記録、都道府県だよりを掲載した。さらに主要な会議や国への要望活動、教育情報（総会時の講演・中教審の動向など）とともに、地方の特色ある活動内容なども掲載した。
- (3) 全国幼・小・中・高・特別支援校の校園長会長よりの、現状や課題、要望事項、さらには全連退と全国校園長会との連絡会の報告を掲載し、一層の理解と連携を深めるよう努めた。
- (4) 新会員勧誘支援用として、第182号を希望する都道府県に増配した。

部員：鈴木 良朝（茨城県） 岩井 昭 岡村 幸夫 永井 洋子

Ⅴ 会計部の活動

会計部長 白石 裕一

厳しい経済状況の中で、本年度も各都道府県退職校長会の献身的なご理解・ご協力により会費が納められ、円滑な予算執行ができたことを感謝申し上げます。

- (1) 組織の基盤を支える財務状況の健全化のために

本会が全国組織の退職校長会としての使命を果たすためには、その組織を支え、円滑な運営を図るため、会員の拡充を図り、財務状況の健全化を目指すことが必須になる。そのために、平成21年度より総務部内に「財務状況健全化検討会議」を設置し、23年11月までに12回の会議を開催した。特に23年度においては、東日本大震災により被災された会員の被害状況の実態に応じて、本年度の会費免除措置を実施した。

また、参加団体の会員数や実態を明確に把握するために、予備調査として常任理事の所属団体の校種別人数や年代別会員数の動向、考慮すべき会員への免除措置等の調査を依頼した。引き続き、年度内に全所属団体に調査依頼をする予定である。

今後も、一般会計の収支の在り方等の動向を見定め、予測される財務状況の課題に対応するため真摯な検討を重ねていく所存である。

- (2) 健全な財務状況維持のために、一層の経費節減に努める

本会の会計全般にわたり、予算内で処理され、かつ経費の無駄がないよう節約に心掛けながら、目的達成のための諸活動や各部・委員会の事業が滞りなく進展するよう、予算措置、執行、決算等の執務を的確に推進するよう努める。

部員：山田 穰（新潟県） 大串 國廣 佐々木多美子（事務局）

VI 生涯学習活動で絆を強めるスマートライフ

生涯学習委員会委員長 岡野 仁 司

平成23年の我が国は東日本大震災をはじめとする福島第1原子力発電所の爆発、台風12・15号による河川の氾濫や土砂崩れ等が相次ぎ、様々な災害で甚大な被害を各地にもたらした。

被災された県民、そして全連退の会員の方々に衷心よりお見舞いを申し上げる。

「今年の漢字」に「絆」が選ばれた。この言葉は近年新聞記事やTV番組のタイトルなどでよく見聞するが、辞書によると「絶つに忍びない恩愛」「離れがたい情実」とあり、古の平安中期の辞書「和名抄」にもその意味の使用例が見られる。

日本政府は、平成23年3月11日の東日本大震災から1ヵ月後の4月11日に海外各国の有力新聞に、その国の言語で日本への支援に謝意を表明するメッセージとして「絆」を掲載した。この言葉には救援物資、搜索活動、医療活動などへの感謝の意が込められている。

昨今、人間関係の希薄化が大きく問題視されているが、これを解決するには、まさに学校現場において「生きる力」を育て、「絆」を強める教育の力が不可欠である。

時代が大きく変わろうとしている今、この文字には、教育を担う意欲のある人材の輩出を願う気持ちが込められているように感じる。ところで、若者の間で大人気なのがスマートフォンである。スマートフォンという言葉は市民権？を得たようであるが、「スマート」とはコンピューター制御とか精密で高感度とかいう意味の他に、賢いとか活発なという意味があるという。

全連退の会員は、それぞれの地域でスマート（活発で賢い）ライフを送っていると思う。自己を啓発するとともに学校や地域社会を熱くするパワーで、多面にわたる絆を強めているのではないだろうか。

今年度は、数多くの全国の生涯学習活動情報を基に千葉県、神奈川県、岐阜県、鳥取県の活動事例を掲載した。本ページの右に文部科学省の補助事業である平成23年度学校支援地域本部設置状況を載せた。各会員のスマートライフに役立つ情報となることを心から願う。

平成23年度学校支援地域本部設置状況

都道府県	市町村数	本部数	都道府県	市町村数	本部数
北海道	80	129	山口県	11	34
青森県	15	79	徳島県	5	13
岩手県	16	42	香川県	10	10
宮城県	0	0	愛媛県	5	10
秋田県	16	48	高知県	17	21
山形県	19	45	福岡県	0	0
福島県	13	18	佐賀県	0	0
茨城県	0	0	長崎県	0	0
栃木県	7	106	熊本県	21	26
群馬県	2	3	大分県	11	57
埼玉県	25	25	宮崎県	15	33
千葉県	11	62	鹿児島県	1	28
東京都	22	353	沖縄県	20	55
神奈川県	1	1	札幌市	0	0
新潟県	16	64	仙台市	1	33
富山県	0	0	さいたま市	1	94
石川県	9	28	千葉市	0	0
福井県	0	0	横浜市	1	288
山梨県	0	0	川崎市	1	7
長野県	0	0	相模原市	0	0
岐阜県	0	0	新潟市	1	139
静岡県	17	19	静岡市	1	3
愛知県	6	6	浜松市	0	0
三重県	5	52	名古屋市	1	1
滋賀県	10	33	京都市	0	0
京都府	13	17	大阪市	1	76
大阪府	27	169	堺市	0	0
兵庫県	27	86	神戸市	1	33
奈良県	26	149	岡山市	1	7
和歌山県	17	24	広島市	0	0
鳥取県	6	6	北九州市	1	13
島根県	16	72	福岡市	1	3
岡山県	20	39	合計	570	2,659
広島県	0	0			

事例1 「教育NPOちば」と連携した退職校長会の活動

千葉県退職校長会 佐藤 美^み小^さ王^お

1 NPO法人の立ち上げと教育支援

平成16年に県行政が、公益の増進を目的とする市民の社会貢献を期待するのに呼応して、退職校長の有志がNPO法人を立ち上げ、県教育施策の支援活動を開始した。

その活動は、教職員の研修、特別支援教育、学習指導、子育て、教育相談、その他の多岐に及び、その活動は学習の側面支援を担っていると考えてよいと思う。

2 具体的事業例

千葉県教育総合教育センターで行われる教職研修のほとんどを担当している。さらに学校経営管理の基本を研修する場や教員を目指す者にスキルアップ講座を提供している。

また、特別支援学校への支援活動を希望する一般市民に、実務研修を含むボランティア養成講座を展開、受講者には県教委の認定書を授与できる研修を行ってきた。

3 退職校長会との連携

退職校長会がその存在価値を地域で維持するためには、会員の持てる能力を地域に還元する必要がある。

しかしながら退職により現場を離れてしまった後はなかなか現場に立ち入ることができないジレンマがあった。それに対して法人である「教育NPOちば」にはその活動趣旨から積極的に教育現場に協力、支援を申し入れることができる。

そのメンバーが退職校長会の会員でもあることから、5年ほど前から県退職校長会は「教育NPOちば」との連携を模索してきた。

「教育NPOちば」の活動の課題は県内それぞれの地域に根差した活動を広げられなところにある。退職校長会は県内23地区にそれぞれの支部組織にあたる退職校長会があり、連携することによって地域が求める教育支援を展開することができ、それぞれに適した生涯学習の手段や方法を提供する学習講座の開設を補強することができる。

4 今後の取り組みと生涯学習への道

退職校長会が「教育NPOちば」と連携することにより、人々の自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づいて行うことを基本とする生涯学習の場を提供することが当面の目標である。

支援、協力を申し出る立場としての退職校長会のレディネスはできているが、各地域の教育行政、学校現場の協力、支援を受け容れる準備との噛み合いが、今一步できていない点が現実である。

これを克服すれば、私たち退職校長が培ってきた知識と経験が地域の生涯学習の発展に大きなエネルギーとなって貢献できることは確実で、具体的な活動を通して当面の目標達成に向けてこれからも努力を続けていきたい。

事例2 神奈川県中区コミュニティにおける退職校長の活動

～ 地域社会への貢献に努める ～

神奈川県連合退職校長会 岡部 サチ子

1 学校型コミュニティハウスの館長として

退職後、中学校に併設されているコミュニティハウスの館長となった。横浜市神奈川区内に3校あるコミュニティの館長は退職校長である。対象が子どもから大人へ替ったが、中学校の勤務で地域や学校との連携の仕事もあり、現職時と変わらない部分が多い。ただ、館長の仕事に自主事業の講師探しと講座立ち上げがある。現職時代の友人の特技を思い出し、講座を企画し講師を依頼している。教職経験で培った力が存分に発揮され、講座は大変好評で自主事業後、利用団体となり受講者に感謝されている。

2 活動の事例

(1) 退職校長が講師を務める講座

まず、親しかった知人に講師を依頼した。大部分の講座は5年を経過した今も継続中である。受講者からは、言葉が明瞭で聴きやすく、話が面白く楽しく学べる、優しい対応で一人ひとりの良いところを見つけて褒めてくれる等、校長経験者ならではの対応が評価されて好評である。現職時代の趣味や特技を生かしての講座はバラエティに富み、他館にない特徴になってきた。講師からは「活動の場があり、生きがいになっている。」と感謝の言葉をいただいている。

講座の具体的な内容として、写経、木目込み人形、アートフラワー、グラスアート、源氏物語講読、囲碁、フェルト手芸、モラ（パナマ手芸）、百人一首、植物観察、工作、合唱、南京玉すだれ等である。

(2) 地域との連携

コミュニティの文化祭当日に子ども会や地域のスポーツ団体と共催で行事を行っている。また、学校の花壇（畑）は、地域に呼びかけて委員会組織を作り、学校と共有して畑作りや樹木の剪定等を実施して学校美化にも協力している。地域から課題や講師の希望が出たときはできるだけ迅速に講座を開いている。地域から推薦の講師－挿し木、日本舞踊、漢詩、世界の料理、麻雀、竹細工、英語教室、落語、お囃子、プチコンサート出演等。

(3) 学校との連携

地域協力組織の一員として学校への協力、学校開放等において学校からコミュニティハウスへの配慮と協力関係が密である。また文化祭では美術部が看板の作成、部活動の作品を出品、プチコンサートには吹奏楽部が出演している。「緑の委員会」の収穫祭には校長・副校長が出席し、地域の人に学校の様子を話し、学校を身近に感じてもらえる機会となっている。

3 学校型コミュニティハウスの今後について

「学習意欲の発揚とともに生き生きと日々を過ごせる。」と喜ぶ利用者が増えてきた。これは校長経験者が講師として利用者を支えているからである。現職時代に培った経験が生かせる学校経験者に講師を依頼する機会を今後さらに増やしていきたい。そして、学校・地域との連携を一層深め、私自身も任務に情熱を燃やしていきたい。

事例3 仲間と共に野菜作り（土楽倶楽部の活動）

岐阜県退職校長会 下呂支部 桂川好勝

1 はじめに

平成11年の春、旧萩原町役場農務課の呼び掛けで、年々増加する休耕田を活用して「グループで野菜作り」についての説明会に参加したのがきっかけでこの会の発足となった。地域の仲間が12名集まった。当時のメンバーの平均年齢は62歳、前職業は教員、会社員、JR車掌、自動車整備士、公務員など様々であった。

2 会の目的と名称

これまではお互い近くに住んでいてもほとんど交流する機会がなかったが、野菜作りを通して第二の人生を健康で、楽しく生きるために「和」を深めることと、土に親しみ心豊かな生き方を求めることができると考えた。会の名称は《土楽倶楽部》とした。土を楽しむという意味と道楽をもじったものである。

3 棚田での野菜作りの品種と販売

私の住んでいる地域は中山間地域で、棚田の多い地域である。そのような棚田約3反歩（約2,975m²）を無料で借り受けて土楽倶楽部の活動を始めた。

当初は野菜の品種も多く、サツマイモ、ジャガイモ、サトイモ、ネギ、キャベツ等10種類近くを栽培していたが、これらの野菜をどうさばくか十分検討していなかったため、余ってしまった。しかし現在では野菜の種類も4種類ほどにして、販売方法も考えてネギは「冬扇」というブランド品種を、トウモロコシは生でも食べられる品種を栽培している。ほかに寒玉キャベツ、ジャガイモなどである。ここでは有機栽培を中心とした栽培方法をとっている。また販売先は学校給食センター、老人ホーム、保育園、青空市、Aコープなどが主で、ほかに平成15年には国道沿いに野菜の直売所を設置し、直接販売も始めた。

販売収入は農機具の購入、肥料・種子の費用や土楽倶楽部の会議・懇親会等に充てている。

4 小学生との交流

地元の小学校1年生のために子ども達とともにサツマイモの苗植えから収穫まで一緒に行なった。収穫後は焼き芋にして食べ、残った芋は子ども達全員に分け与えて家に持ち帰らせた。楽しい焼き芋祭りであった。子ども達の笑顔は会員の喜びになっている。

5 現状と今後の課題

この会《土楽倶楽部》が発足したころは、平均年齢62歳で体力もあり、ハード感はなかった。現在では個人差はあるものの体力の衰えが目に見えてはっきりしている。75歳以上と80歳代の年齢層でこれから長く続けるために生産量を少なくして、高齢者でも栽培しやすい種類の野菜を見付けながら続けたいと会員皆が頑張っている。今後は新しい会員の勧誘も考えているが、加入してくれる人が見つからないのが現状でもある。

事例4 「教育実践遺産収集事業」に取り組んで

～学校周年記念誌と郷土読本の調査・収集・寄贈、活用の活動～

鳥取県退職校長会 会長 徳永耕一

1 事業の概要と目的

学校教育現場の責任者であった私達にとって、これまでの実践で生み出されたヒト・モノ・コトは貴重な宝物である。

その中から「学校周年記念誌」と「郷土読本」に絞り、平成21・22年度にわたり調査・収集と寄贈、活用を行った。あるとき、古紙回収に出されていた周年記念誌を見た会員の悲鳴と危機感が本事業を始めたきっかけである。

目的は、①教師と地域住民の汗と涙の結晶である周年記念誌と郷土読本を末永く保存し、鳥取県教育の成果を讃え今後の糧にする。②公立図書館等へ寄贈、保存することで、県民へ供覧し教育への理解と協力を促す。③教育実践遺産を保存、活用する意味を各家庭、教育関係者に再認識してもらう。④現場の校長等との繋がりを強め、学校を支援する。

2 調査、保存、活用の実際

事業の実施要綱を作成して共通理解を図り、趣意書、調査票を準備し活用した。県下の10支部が中学校区ごとに、推進委員会を組織し、校区内の小・中・高・特別支援学校を訪問し、周年記念誌と郷土読本の現状を調査し、寄贈を依頼し、収集した。それは現職校長の学校経営を応援することを意識して活動した。

3 事業の実施と結果

総数518冊（学校周年記念誌360冊、郷土読本158冊）の寄贈先は県立図書館、鳥取市立教育センター、各市町立図書館で、各館の規定により市民に供覧している。県教育委員会と県立図書館には、全県リストを提出した。

4 事業の成果と課題

- ① 学校周年記念誌、郷土読本の現状が把握できた。
- ② 発行の都度、公立図書館等への寄贈が必要である。
- ③ 学校保管の部数が少ない学校があり、嚴重な管理・保管が必要である。
- ④ 各学校へ度々訪問することにより、校長との繋がりが深まり双方に有益であった。
- ⑤ 手づくりの郷土読本には、地域起しの素材が多い。大いに参考にして有用な活用が望ましい。

今後、取り組みの十分でなかった所、学校の統合により廃校になった学校の周年記念誌は保存部数が少なく、集めることができなかった記念誌等、個人で持っている人を調べて各支部で「落穂拾い」的な活動をして更なる充実を期するようにしている。

委員：関口 宗男（群馬県） 板垣 正順（千葉県） 河口 正治 緑川 曜子

Ⅶ これからの学校の在り方について

～新学習指導要領の特色と完全実施に伴う諸課題～

教育課題委員会委員長 田中昭光

改正された教育基本法の教育理念を踏まえ、学習指導要領が大幅に改定され学校教育が始動している。本委員会では学習指導要領の特色や実施に際し予測される諸課題について検討した。

改訂された主な特色

① 教育基本法、学校教育法等の改正

教育目標等が新たに規定され、今後の学校教育の基礎が明確に示された。

・能力の伸長、創造性、職業との関連性の重視 ・公共の精神、社会の形成に参画する態度 ・生命や自然の尊重、環境の保全 ・伝統と文化の尊重、我が国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度など

② 「生きる力」の理念の具体化

・基礎的基本的な知識・技能の習得とその活用、思考力、判断力、表現力等の育成
・学習意欲の向上や学習習慣の確立 ・言語活動、外国語活動、理数科教育、道徳教育、武道教育、体験学習など

③ 授業時間の増加と対応

また、文部科学省は知識基盤社会や国際社会の中で、日本人として社会を支え活躍できる人材の育成を目指し、条件整備に力点を置いている。特に、教育の成果を挙げる重要な要素である教員の資質能力の向上に向け新たな方策の検討を始めている。

これらの状況を踏まえ、「心の教育の推進」「インクルーシブ教育システム構築」「教員の資質能力向上」の三つの課題を取りあげ研究討議を進めた。

●心の教育の推進

東日本大震災という未曾有の大災害の中で、被災地の人々が示した礼節を守り、自分より他を思いやり行動する姿が、世界の人々から賞賛を受けた。我々日本人の資質、民族性のすばらしさが多くの人々に感動を与えた。

しかし、一方、幼い子どもの虐待死や、いじめを苦にした子どもの自殺も続発している。原発事故により避難している子ども達への心ないいじめなども後を絶たない。

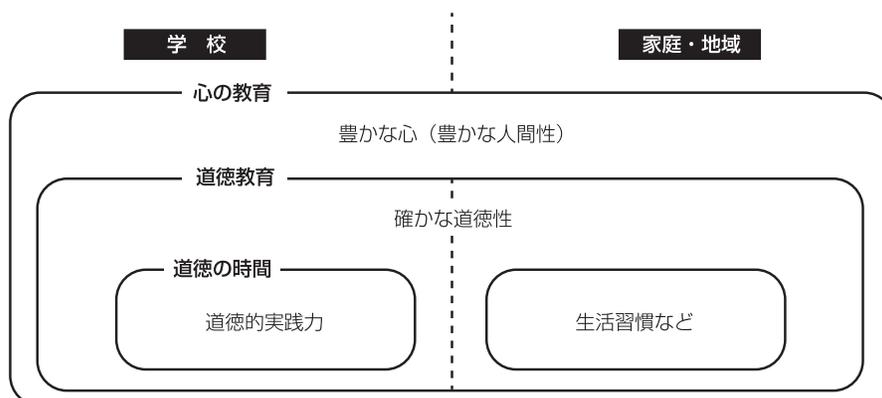
教育を受けた子どもが親になり、子どもを育てていくことを考えると、教育に関わるわれわれにとって心の教育の更なる充実喫緊の課題である。

改訂された学習指導要領では、「心の教育」の推進について

- ① 道徳教育は、「道徳の時間を要として」学校の教育活動全体を通じて行う。
- ② 「道徳の内容」との関連を踏まえた、各教科等における指導の「内容・時間」を示す。
- ③ 校長や教頭、「道徳教育推進教師」を中心とした指導体制を充実する。

④ 魅力的な教材の開発・活用、情報モラルに関する指導、道徳の授業公開など。
以上の視点にたち、心の教育の推進と充実を求めている。

1 家庭、地域、学校のそれぞれで心を育てる教育（心の教育と道徳教育）



- 家庭で… * 基本的な生活習慣を身に付け、生活自立できるようにする。
* 基本的なルールや約束を守ることができるようにする。
* 挨拶や言葉づかいなどの礼儀を大切にできるようにする など。
 - 地域で… * 笑顔と挨拶、声かけが行きかう地域風土をつくる。
* 地域意識を育てる活動などを推進する。
* 大人たちの姿で学ぶことができるようにする など。
 - 学校で… * 教科等の中で、きまり、ルールの大切さを考えられるようにする。
* 道徳の時間で、規範についての様々な見方を育てる。
* 集団活動や、役割分担の活動で責任感などを育てる。
* 朝時間、掃除、給食、放課後などの生活づくりを大切にす など。
- （東京学芸大学 永田繁雄教授の資料から）

2 心の教育の取り組み（全国連合小学校長会の調査より）

全国連合小学校長会の新学習指導要領の実施に当たっての全国調査をみると、各小学校では、『「豊かな心」を育成するために、「生活習慣や礼儀、マナーなどの基本的な生活習慣の指導」を重点に、「読書活動、動植物の飼育活動などの体験を重視した学習」との連携を図りながら、児童相互の学び合いを重視した学習活動を充実させている。特に、道徳の時間における指導法の工夫・改善や評価の充実を図るなど、具体的な場を設定して自ら考え、判断する力を育てるよう、全教育活動の中で総合的に推進していくことが必要である』と述べている。

3 心の教育の充実のための方策

(1) 基本的生活習慣をきちんと指導する

礼儀やマナーなどの基本的生活習慣の指導は、学校や家庭の全生活を通して指導されなければならない。挨拶運動などを行っている学校も多い。毎授業の開始や終了時

の挨拶、友達同士、先輩、先生、お客様などとの会話の言葉づかい、時間を守ることなどの児童生徒の学校での全生活の中で基本的生活習慣を身に付けさせる。また、家庭では家事手伝い、礼儀やマナーの指導を折に触れて行い、日々の生活の中でしつけを行い基本的生活習慣を身に付けさせる。

(2) 体験活動を通じた協働作業を重視する

「体験を重視した学習」は、学校の中で意図的・計画的に実施されねばならない。「体験を重視した学習」には、読書活動、飼育活動や毎日の清掃活動などの学級活動、学習活動としてのグループ活動、運動会、学芸会（文化祭）、合唱祭などの学校行事、職場体験、部活動、なども含まれる。体験を重視した学習の中で重要なことは、活動が協働作業であることである。

目標を達成するために協力して作業する過程で、他を認めることや、他の弱点を補い合うなどの心や、規範意識や責任感を育て、達成の喜びなどを通してコミュニケーション能力や命についての学習も推進することができる。

家庭における体験活動には、掃除、食事の準備や片づけなどの家事分担、手伝いなどがあり、地域での体験活動には、地域の清掃、祭りの準備や参加などがある。その際、指導する側（教師・保護者）が留意しなければならないことは、児童生徒に感性の言葉を伝えることである。自分の感情にまかせた言葉ではなく、相手がどんな気持ちになるかを言葉として伝えることである。例えば、「今の言い方はとても傷つく。つらい。悲しくなる。」「今の言い方は、とても嬉しくなる。」「優しい言い方だね。」などを児童生徒が発した言葉に合わせて伝えることによって、児童・生徒は他の気持ちを理解できるようになり、感性を育むからである。

(3) 教師・保護者の研修を重視する

これらの活動を実践するためには、教師・保護者の質の向上が欠かせない。研修の機会を増やし、指導する側の感性を高め、いじめや問題発言などをすばやく感じ取り、即、対応指導できるようにしなければならない。また、障害への理解、特に発達障害への理解が必要である。発達障害のある児童生徒が増加し、学級に2～3人在籍するとも言われており、指導に苦勞している現状がある。特に、「高機能自閉症やアスペルガー症等、知的に高い能力を持っている児童生徒への指導」などは指導する側の理解と訓練が大事である。

(4) 教育相談体制を確立する。

学校や保護者をサポートするためには、教育相談体制の確立が重要である。教育相談室の設置状況（全連小調査による）を見ると、設置している学校は56～57%、未設置は41%、教育相談員は49%配置されているが、複数校兼業配置は47%で、週1日在校する体制が殆どである。これでは、児童・生徒や保護者・教師がいつでも安心して相談できる状態ではない。相談員が学校に常駐していて、困った時に駆け込むことができ、相談し、話を聴いてもらえることこそが、様々な問題を早期に良い方向に向けるために重要である。国として全校に教育相談室の整備と、相談員の常駐配置を実現できるよう施策を推進すべきである。

養護教諭と相談員とは関わる領域が重なる部分もあるが、相談員は心の面からのア

アプローチであり、養護教諭と相談員が連携を取ることによって、問題の早期発見と対応が可能になる。相談員は、臨床心理士の資格を持つことが望ましいが、全てが教育の分野に精通しているとは言えず、教師との間で意志の疎通を欠くことも間々見受けられる。資格を有しなくても、長い教育経験と指導経験を持つベテラン教諭の中から適格者を相談員として配置することも考えられる。この時重要なのは、授業を兼務させないことである。それによって、児童・生徒・保護者・教師との相談を容易にかつ効果的に進められるからである。

我が国は、東日本大震災のような地震や津波、台風などによる風水害や火山活動等による自然災害の発生が起こることが今後も予測される。また、原子力発電所の事故による放射線の飛散による生命への不安が生じた。災害による被災した児童・生徒の心のケアや支援を欠くことはできない。各学校に上記に述べた教育相談体制が確立しておれば適切な対応が可能である。東日本の被災を機に国としての改善を求めたい。

● インクルーシブ教育システム構築に向けての特別支援教育の方向性

障害者の権利に関する条約（平成18年国連総会にて採択）に我が国は平成19年に署名、平成23年においては世界の148国が署名し、そのうちの100カ国が批准している。我が国は、権利条約のインクルーシブ教育システム（包容する教育制度）構築の理念を踏まえ、平成21年度に、「障害者制度改革推進本部」（本部長 内閣総理大臣）を設置し批准に向け検討を始めた。また、我が国の特別支援教育は特別支援学校における活動にあわせ、平成19年度から特別支援教育が本格的に実施され進展しつつあるが、インクルーシブ教育システム構築のためには改善されなければならない課題が多い。

1 インクルーシブ教育システムの理念

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」（あらゆる段階における障害者を包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重、精神的・身体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することである。この目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に教育を受ける仕組みであり、障害のある者が排除されないこと、自己の生活する地域において初等・中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供される等が必要とされている。

中央教育審議会初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」における論点は、

『インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に対応する指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。子ども一人一人の学習権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが重要。また、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことは、共生社会の形成に向けて望ましい。同じ社会に生きる人間として、お互いに正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重ん

ずる態度を養うことが期待できる。インクルーシブ教育システム構築に向けての今後の進め方については、『短期と中長期に整理し段階的に実施していくことが必要である。』と方向性を整理している。

2 特別支援教育に関する学校の実態（文部科学省ホームページより）

(1) 特別支援学校の現状（平成22年5月1日現在）

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	計
学校数	82	116	656	296	131	1,039
在籍者数	5,774	8,591	106,920	31,530	19,337	121,815

注) 数値の計が学校数、在籍者数と一致しないのは障害種に重複してカウントしているためである。

(2) 特別支援学級の現状

	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	22,416	2,567	1,190	309	750	507	16,271	44,010
在籍者数	80,099	4,265	2,129	373	1,262	1,521	55,782	145,431

障害のある児童生徒に対する教育は特別支援学校（従前は盲学校、聾学校、養護学校）や小中学校に設置された特殊学級で行われてきた。現況は児童生徒数が毎年増加する一方、予算、教員、施設設備等の不足もあり、多様な課題を抱えている。また、知的障害や注意欠陥多動性障害、自閉症、アスペルガー症候群などの発達障害をもつ児童・生徒が幼・小・中・高に約6%の割合で在学している。

(3) 特別支援学校教諭免許保有率

特別支援学校 70.0% 特別支援学級 小学校 33.0% 中学校 27.4%

(4) 公立小・中学校における特別支援教育に関する教員研修の受講状況

（平成15年4月～22年9月の間に受講した教員の割合）

小学校 73.2% 中学校 58.2%

小学校管理職 80.4% 中学校管理職 73.8%

これらの状況から特別支援教育の更なる充実、インクルーシブ教育システム構築のためには、教職員の確保や教員の専門性の向上を図るための人的・物的な環境の整備等が必要であることが指摘できる。

3 インクルーシブ教育構築のための課題

(1) 教職員の確保と専門性の向上について

- ① すべての教員が特別支援教育についての専門性をもつことが望ましい。大学等における教員養成段階における教育課程・内容の改善が重要である。
- ② 特別支援学校に携わる教員の採用については、特別支援学校教諭免許を保有していることを条件とする。
- ③ 特別支援教育に携わる教員については、特別支援教育の理念の理解や障害に関する基本的な知識・技能等の向上が常に求められる。現職の教諭に対する研修の充実と勤務条件の改善が重要である。

(2) 校長の責務について

各学校においては、特別支援教育の円滑な実施と障害のある児童生徒の教育的ニーズに十分対応するための全学的な支援体制の確立を図らねばならない。特別支援教育に対する理解とともに管理者としての責務を果たすことが求められる。

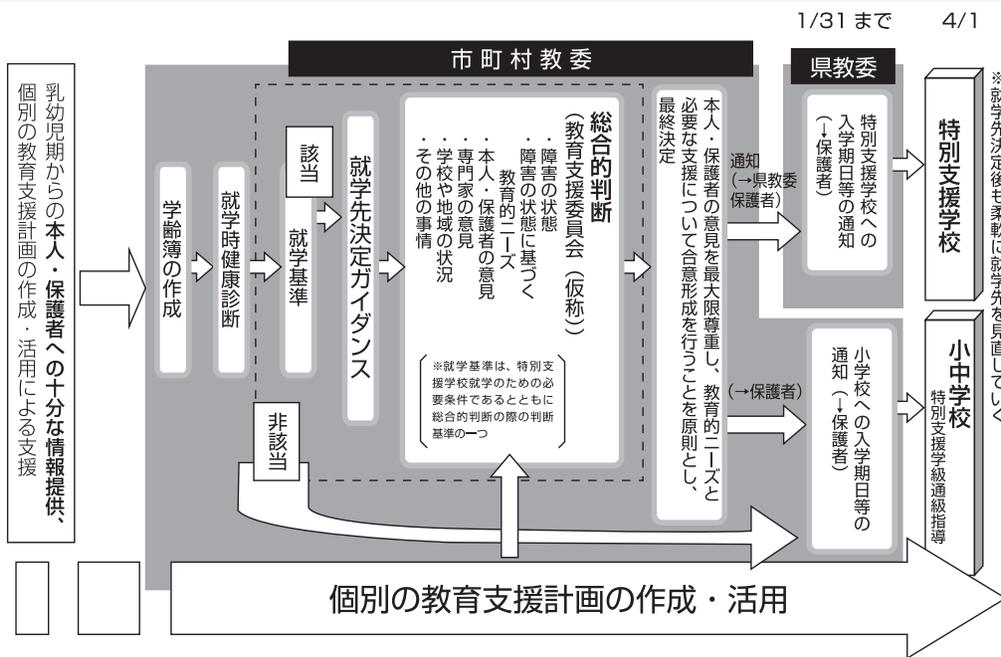
(3) 就学相談・就学決定の在り方と教育委員会について

これからは障害のある児童生徒がどこで学ぶかが重大な課題である。障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家等の意見、学校や地域の状況等を踏まえ、適切な就学先を決定することが求められる。現行では、各市町村の教育委員会が乳幼児期から本人・保護者への十分な情報提供を行い、個別の教育支援計画の作成・活用により総合的判断を経て最終決定をしている。しかし、小中学校においては、入学後の児童生徒の障害の状況に応じた教育ニーズに十分に対応できているかが課題である。

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正イメージ】

（中教審・初等中等教育分科会資料）



(4) 地域社会の役割と課題について

- ① インクルーシブ教育システムの基本理念では、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことは、共生社会の形成に向けて望ましいこととしている。このことは学校教育に求められるだけでなく、同じ社会に生きる人間として、お互いに正しく理解し、共に助け合い、支え合って生活する社会の構築である。よって、インクルーシブ教育システム構築を支える要因は、社会全体で共生社会の実現のために諸課題の整備・改善をすすめていくことが重要である。
- ② 障害のある生徒の卒業後の就労・自立・社会参加等について、行政や関係諸機関の一層の理解と支援が必要である。

● 教員の資質能力向上について

新たな教育理念の下、知識基盤社会や国際化が進展する社会において、子ども達が社会を支えたくましく生きていく力を養成するための教育活動が求められている。

更に、今日の学校教育は、いじめや不登校などの生徒指導、保護者との対応、特別支援教育の充実など多様な課題解決が求められている。これらを背景に文部科学省では教員の教育力や人間性（高度な専門性、実践的指導力、コミュニケーション力、社会性など）の資質能力向上を目指し、中央教育審議会に「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」諮問し、「教員の資質能力向上特別部会」を設置し検討を始めた。教育課題委員会では、審議経過報告を下に研究討議し以下の意見を提出した。

1 教員養成の在り方

(1) 教員養成の改革の方向性について

● 修士レベル化について

学部4年に加え、1年～2年の修士レベルの課程等の学修を要することは基本的には賛意を表する。しかし、教員養成課程を1、2年延長し教員免許を認定する修士レベル化については、経済的負担の軽減や修了後の処遇を明確に示すことを提言する。

当面は、学士課程修了者の教員に対し実践的教育活動を通して、修士レベルの資格取得が可能な研修制度の構築を進められたい。

● 教職大学院や既存の修士課程等の在り方について

専門教科のレベル向上だけでなく、高度な専門性、社会性、実践的指導力の養成や学校教育が抱えている諸課題の解決に向けての知識・能力を養成するカリキュラムの構築を図られたい。

今後の課題としては、現在25校の教職大学院を全国に2倍ぐらい配置することを提言する。

● 教員養成のカリキュラムについて

一般教養、教科専門教育、教職専門教育の三つの領域のバランスのとれたカリキュラムの構成を規定すべきである。特に、学士課程で不足している次の具体的内容を組み込んだカリキュラムの作成を強く求める。

ア. 基礎的資質について、教職に就く自覚や意欲、人間力、コミュニケーション力、児童生徒理解に必要な知識や臨床的な対応能力などの育成。

イ. 発達障害、いじめや不登校等の生徒指導力や、保護者とのコミュニケーション力の育成。

ウ. 教職課程の指導教員に実務経験者の活用を図られたい。

● 教育実習の在り方について

教育実習は学生自身が教員として適性か否かを自覚するよい機会となる。また、教員として必要な資質として、専門的知識や実践力、信頼される人間性等を身に付けなければならないことを自覚させる良い機会でもある。現状では、教育実習を受け入れる学校に対する負担が重く課題が多い。

改善策として、教育実習の時間を英、米、独並みに増加するとともに、教育実習生受け入れ校の特定（各大学の付属校の活用を含め）や受け入れ校の平均化を図りたい。

さらに、実務経験者の活用を図ることは緊急の課題である。

• その他

ア. 教員養成課程の指導者は、初等中等教育の学校において一定の経験を積み、児童生徒の実態や教育課題等を十分に把握し、問題解決と将来への展望を描きうる力量を備えた教員を配置されたい。

イ. 都道府県の一部において、教員養成や学校・地域でのボランティア等を通し教員の資質能力向上を図る施策を実践していることを参考に、各地教委ごとに計画化することを提言する。

(2) 教育課程の質の保証について

教育課程の質の維持・向上を図るため、大学の設置認定や教育課程認定審査の厳格化や認証評価機関による第三者評価のさらなる充実を提言する。

2 教員免許制度の在り方

(1) 教員免許制度の改革の方向性について

ア. 改革すべきことは、各々の養成課程におけるカリキュラムの改善や指導体制の充実を図るとともに、免許取得条件の厳格化である。

イ. 一般社会人がその専門性を生かし教員として採用される道を拓く方向での教員免許制度の検討については賛意を表す。

(2) 教員免許状の種類について

ア. 現行の種類は、学校種別に専修・一種・二種に区分されている。今後、学士課程修了者に基礎免許状（仮称）を付与し、教員として採用された後に、必要な課程の修了や研修実績等により一般免許状（仮称）を付与する制度には賛意を表す。

イ. 専門免許状（仮称）の対象としている、資格（学校経営、教科指導、生徒指導、進路指導、特別支援教育等）は、何れも全ての教員にとって必要な資質・能力である。専門免許状（仮称）の取得過程の再考を望む。

(3) 教員免許更新制について

今後も継続していく制度ならば、次の三点の改善を提言する。

ア. 最新の実践的指導力の向上に役立つ内容・方法・研修の充実。

イ. 教育委員会などが行っている研修・研究活動等の評価の活用。

ウ. 勤務条件や経費負担の軽減などに配慮し、参加しやすい仕組みの構築。

(4) 教員免許状の区分について

現在進行している学校間の接続に関し、特に、小・中に共通する免許を創設することは必要である。養成段階において隣接する学校種において指導できる資質・能力を身に付けることが可能な改善を図りたい。

委員：内田 繁（神奈川県） 梅村 勝 小野満禎子 清水 廣泰
武田 公夫 橋本 誠司

VIII 事業委員会の活動

事業委員会委員長 木山高美

全連退 新刊図書の刊行

書名

「教師のための なるほど Q&A
すぐ役立つ54のアイデア」

内容

1章 「子どもの心をとらえる授業の技」
2章 「目くばり、気くばり、心くばりの生活指導」
3章 「活気と笑顔あふれる学級づくり」 4章 「若手とベテランによる教師の輪」
5章 「保護者から信頼を得る教育活動」 6章 「地域に愛される学校づくり」
の6章からなり、各章に9つの「Q」（質問）と「A」（回答）を設け、合計54の「Q&A」で構成しています。

本書を通して、教師としての生き方、授業の進め方、学級経営の工夫、児童・生徒理解や人間関係の作り方、若手教師の育て方、保護者対応や学校経営等、様々な課題について実践上の参考としていただくことを期待しています。

執筆者の特色

本書の執筆者（本会員）の特色は全都道府県に及んでいることです。そして、執筆者は各都道府県退職校長会会長の推薦による方々で、その分野のエキスパートとして活躍してこられた方ばかりです。長年の教育実践の中で、人知れず様々な“自分ならではの経験と知恵”を持っておられます。実践に裏付けられたその経験と知恵を、今、課題に直面し、日々悩みながら学校で尽力されている現職の先生方のために提供していただきました。

すぐ役立つQ&A

現職の先生方の悩みや課題「Q」に対し、経験豊かな先輩が自己の実践を通して、その解決策なり対応策を「A」としてソフトタッチで答えていただいています。

「A」は他の類似図書より一味違います。急所を押えた「A」となっており、幅広く現職の先生方（特に若手と、若手を指導する中堅・幹部）の明日からの実践にすぐ役立つ「座右の書」となることを信じております。

出版は平成24年1月、全国の書店で

編集者 全国連合退職校長会 A5判 176頁 横書き

出版社 (株)東洋館出版社（東京都文京区 文科省の「初等教育資料」も発行）

書店での購入価格（税込）1冊 1,995円

5冊以上まとめて、ハガキで全連退事務局へ申し込まれると送料込みで、1冊1,800円

事業委員会の活動としては、平成22年・23年度は、第5回教育図書の出版を手がけ平成22年度は全都道府県から各1名の執筆者の推薦をいただき、原稿依頼をしました。平成23年度は原稿を精査するなど、編集作業を精力的に行いました。

この度の出版については、各都道府県退職校長会の全面的なご理解とご協力をいただき、次頁の表紙の新刊図書を刊行することができました。

各都道府県の会長をはじめ執筆者の皆様のお陰と感謝しています。

なお、本書を広く会員の皆様から現職の先生方にお勧めいただいたり、会員の皆様から現職の先生方への激励本として贈呈していただくなど、PRにもご協力ください。

委員：黒須 健児（栃木県） 織井 道雄 西倉 正 鈴木 博子 泉 宜宏

東洋館出版社の **新刊案内**

全国連合退職校長会が総力を結集!!

仕事が楽しくなるアイデアが満載!!

会員が購入し

現職へ贈り



教育の振興を!

全国の書店にて
好評発売中!!

税込定価 1,995 円

事 務 局

事務局長 徳永裕人

平成23年度も、徳永、中原、佐々木で事務局の仕事に当たった。

主な職務を、徳永は渉外等外部関係と全般、中原は記録と会計事務協力、佐々木は会計・経理と発送に関するに、分担した。

今年、かかわった職務の一つに、都道府県退職校長会の概要集を作ることがあったが、このことは、各都道府県退職校長会の特色が相互に理解されて、関係団体相互の結束を強めていきたいという、本部の念願が実現したものです。この一冊は全連退を構成する52団体の「姿」が凝縮されたもので、これにより各都道府県退職校長会が相互により深く理解し合って、会長の提言である、先人の苦勞、積みあげたものを受けついで、新しい創造(創新)につなげることを期待する。今回は各団体に2部ずつしかお渡しできなかったが、相互の理解や連携・協力等の諸活動にお役に立つことを願っています。

新刊書籍「教師のためのなるほど Q & A」5冊以上まとまったら、はがきで事務局へ。割引料金1冊1,800円(税込み・送料無料)です。

事務局次長：中原 慎三

事務局員：佐々木多美子

編集後記

戸張敦雄会長が会報第182号の年頭所感で述べられた全国連合退職校長会は、「心構えを正しく、よい意思をもって歩むこと」を全部員・委員のモットーに、数多くの課題に取り組んできた成果の一端を、ここに平成23年度『年間活動・研究報告』としてまとめることができました。

やがて1年を迎える東日本大震災の甚大な被害も、被災地のあちこちから復興への息吹きが見られ、子どもたちの生活にも心強い躍動が感じられるようになりました。無論完全な復旧には、これからも多くの歳月が必要なことは言うまでもありません。

全国連合退職校長会としては、全組織の総力を結集して、息の長い支援をこれからも継続していく決意です。そのためには、一人一人の会員が全国連合退職校長会の会員であるという誇りと喜びをもって、それぞれの場で健やかな日々を過ごされ、組織のためにお力を寄せていただくことが肝要かと存じます。

この冊子が皆様の活力の支えになればと願っております。

編集委員 (50音順)

入子 祐三	大野 幸男	岡野 仁司	木山 高美	白石 裕一
田中 昭光	徳永 裕人	野口 玲子	前田 徹	村山 忠幸

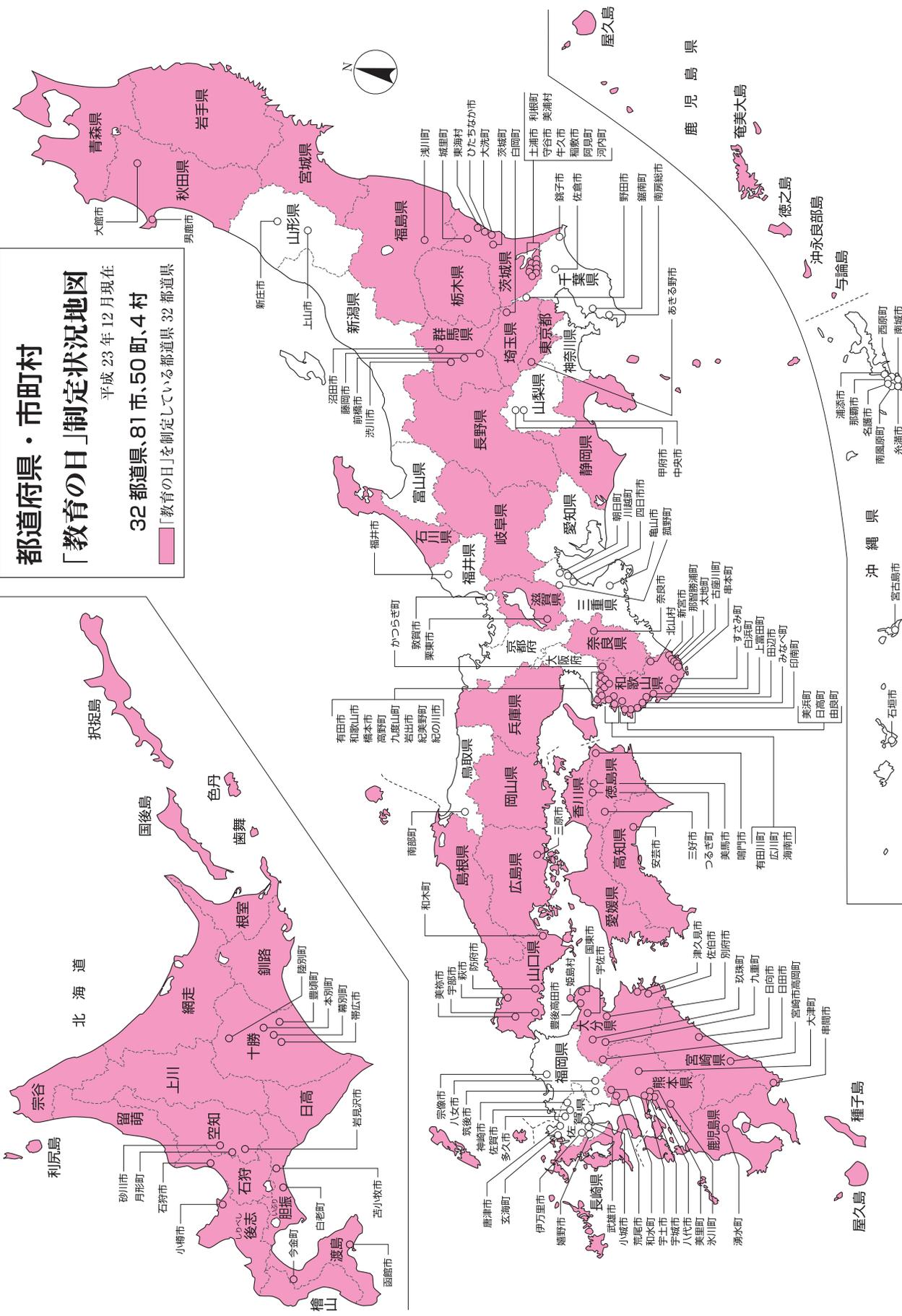
都道府県・市町村

「教育の日」制定状況地図

平成 23 年 12 月現在

32 都道県、81 市、50 町、4 村

「教育の日」を制定している都道県 32 都道県



種子島
屋久島
鹿兒島県
奄美大島
徳之島
沖永良部島
与論島
南風原町一丁
南風原町二丁
名瀬市
那覇市
浦添市
西原町
南城市

宮古島市
石垣市
宮古島市

平成23年度 年間活動・研究報告

発行 平成24年3月31日
発行所 東京都品川区東五反田5-21-13-308
〒141-0022 全国連合退職校長会
電話・FAX 03(3441)8768
<http://www.zenrentai.org/>
責任者 戸張敦雄

印刷 株式会社 信行社
電話 03(3833)3621